

変額個人年金保険（11）[A]

ご契約のしおり・約款

引受保険会社



CRÉDIT AGRICOLE
LIFE INSURANCE
クレディ・アグリコル生命

生命保険に関する苦情・相談について

- 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談につきましては、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。
- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等につきましても、当社カスタマーサービスセンターにすみやかにご連絡いただきますようお願いいたします。

 <p>CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命</p>	<p>カスタマーサービスセンター</p>  <p>0120-60-1221</p> <p>受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)</p>
--	---

- この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。
- (一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス;<https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明(50音順) P.4	
1 お知らせと お願い	(1)生命保険募集人について P.8 (2)当社の組織形態について P.8 (3)クーリング・オフ (お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について … P.9 (4)個人情報のお取り扱いについて P.10 (5)支払査定時照会制度 P.13 (6)生命保険契約者保護機構 P.15 (7)金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ … P.17 (8)犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い … P.17 (9)「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に 関するお客さまへのお願い P.18 (10)「CRS(共通報告基準)」に関するお客さまへのお願い … P.19
2 ご契約に 際して	(1)申込手続きからご契約の成立まで P.20 (2)告知について P.20 (3)保険証券のご確認について P.20 (4)当社からの契約確認について P.20
3 この商品の投資リスク およびお客さまに ご負担いただく費用	(1)この商品の投資リスクについて P.21 (2)お客さまにご負担いただく費用について P.21
4 変額個人年金 保険(11)[A]の 特徴としくみ	(1)商品の特徴 P.23 (2)商品のしくみ P.23 (3)危険保険料について P.24
5 特別勘定に ついて	(1)特別勘定 P.26 (2)投資リスク P.26 (3)積立金額の計算方法 P.27 (4)特別勘定グループ P.28 (5)特別勘定の運用方針 P.28 (6)スイッチング(積立金の移転)について P.29 (7)特別勘定の運用体制と評価方法 P.29 (8)特別勘定資産の正常な評価ができない場合の お取り扱いについて P.30
6 年金・死亡保険金 のお支払い	(1)年金のお支払い P.32 (2)死亡保険金のお支払い P.33 (3)死亡保険金等をお支払いできない場合 P.34

7 付加できる 特約について	(1)指定代理請求特約……………P.36 (2)年金額分割払特約……………P.37
8 保険契約の解約・ 一部解約	(1)解約……………P.38 (2)一部解約……………P.38 (3)解約払戻金……………P.39 (4)解約・一部解約のご請求方法……………P.39 (5)保険契約の解約・一部解約手続のための請求書類…P.39
9 契約内容の 変更	(1)契約内容の変更……………P.40 (2)契約内容の変更手続のための請求書類……………P.41
10 年金・保険金等の 請求手続	(1)年金の請求……………P.42 (2)死亡保険金、死亡一時金の請求……………P.42 (3)年金・保険金等のお支払期限について……………P.43 (4)時効による請求権の消滅……………P.44 (5)年金・保険金等のご請求に関して 訴訟となった場合のお取り扱い……………P.44 (6)年金・保険金等の請求手続のための請求書類……………P.44
11 被保険者による 保険契約者への 解約の請求	………………P.45
12 死亡保険金 受取人による 保険契約の存続	(1)差押債権者、破産管財人等による解約について…P.46 (2)死亡保険金受取人による保険契約の存続について…P.46 (3)死亡保険金受取人による保険契約の存続の 手続きのための請求書類……………P.46
13 国際制裁先に 関する対応	………………P.46
14 生命保険と税金	(1)生命保険料控除……………P.47 (2)解約・一部解約の差益にかかる税金……………P.47 (3)年金にかかる税金……………P.48 (4)年金支払開始時における年金の一括受取にかかる税金…P.48 (5)死亡保険金にかかる税金……………P.48
15 情報提供と サービス	………………P.49

主な保険用語のご説明(50音順)

い	一時払保険料相当額	保険契約の申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。保険契約が成立した場合には一時払保険料に充当されます。
か	解約	年金支払開始日前に保険契約の効力を将来に向かって消滅させることをいいます。解約払戻金がある場合はこれを請求できます。
	解約控除	所定期間内に保険契約を解約する場合に、経過年数に応じて控除する費用のことです。
	解約払戻金	保険契約が解約された場合等に保険契約者に払い戻されるお金のことをいいます。
き	危険保険金額	積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額のことをいいます。
	基本保険金額	積立期間中に死亡保険金を支払う場合に基準となる額のことをいいます。保険契約締結時においては一時払保険料と同額ですが、保険契約締結後の増額または一部解約によりその額が変更されたときは、変更後の金額のことをいいます。
け	契約応当日	保険契約締結後の保険期間中にむかえる毎年の契約日に対応する日のことをいいます。特に月単位の契約応当日というときは、各月ごとの契約日に対応する日のことをいいます。
	契約年齢	契約日における被保険者の年齢のことをいいます。この年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。
	契約日	保険期間等の計算の基準日のことをいい、当社がお申し込みを承諾した日です。
こ	後継年金受取人	年金支払開始日以後、年金支払期間中に、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利および義務を承継する人のことをいいます。
し	指定代理請求人	年金受取人が年金を請求できない当社所定の事情があるときに、年金受取人の代理人として年金を請求できるあらかじめ指定された人のことをいいます。
	支払事由	死亡保険金や年金等をお支払いする場合のことをいいます。この支払事由に該当した場合に、死亡保険金や年金等をお支払いします。

死亡一時金 年金支払開始日以後、年金支払期間中に、被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

死亡保険金 責任開始期以後、年金支払開始日前に、被保険者が死亡した場合にお支払いするお金のことをいいます。

死亡保険金受取人 死亡保険金を受け取る人のことをいいます。

主契約 普通保険約款に記載されている契約内容のことをいいます。

す

**スイッチング
(積立金の移転)** 積立期間中に特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することをいいます。

せ

責任開始期(日) 当社が保険契約の保障を開始する時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

責任準備金 保険会社が将来の保険金および年金等を確実に支払うために積み立てるお金のことをいいます。

そ

増額 基本保険金額を増やすことです。

つ

積立期間 契約日から年金支払開始日前日までの期間をいいます。

積立金 特別勘定で管理・運用を行っている資産のうち、個々のご契約にかかわる部分のことをいいます。金額は特別勘定資産の運用実績により毎日増減します。

と

特別勘定 変額個人年金保険等にかかる資産の管理・運用を行うもので、他の保険種類にかかる資産とは区別し、管理・運用を行います。

特別勘定繰入日 一時払保険料を特別勘定に繰入れる日をいい、申込日からその日を含めて8日を経過した日もしくは契約日のいずれか遅い日です。増額時の特別勘定繰入日は、当社が増額を承諾した日となります。

特別勘定グループ ある特定の商品に設定された特別勘定すべてを総称したものをいいます。

特約 主契約の保障内容をさらに充実させるため、あるいは主契約と異なる特別な取り扱いをする目的で主契約に付加する契約のことをいいます。特約のみではご契約できません。

ね

年金	年金支払期間中、被保険者の生存を条件に毎年支払われるお金のことをいいます。
年金受取人	保険契約者が指定する年金を受け取る人のことをいい、保険契約者または被保険者とします。
年金原資	年金をお支払いするために必要な原資のことをいい、年金支払開始日の前日の積立金額となります。
年金支払開始日	被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達した後にむかえる最初の年単位の契約応当日をいいます。所定の範囲内で変更することができます。
年金支払日	年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の毎年の応当日をいいます。
年金証書	年金額や年金支払期間等についての詳細を具体的に記載したものです。

ひ

被保険者 その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

ほ

保険期間 当社が保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいい、契約日を基準日として計算します。

保険契約者
(ご契約者) 当社と保険契約を結び、保険契約上の権利と義務を持つ人のことをいいます。
例) 権利…契約内容変更の請求権等
義務…保険料支払義務等

保険証券 保険契約締結の際に交付する重要書類で、基本保険金額や年金支払開始日等、保険契約の内容を記載したものです。

保険年度 契約日または毎年の契約応当日から、その翌年の契約応当日の前日までの期間のことをいいます。契約日からその日を含めて満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度・・・と保険年度を定めます。

保険料 保険契約者から当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。この保険では、保険料の払込方法は一時払のみとします。

め

免責事由 約款で定める死亡保険金をお支払いできない事由をいいます。支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当する場合には死亡保険金をお支払いできません。

や

約款 ご契約から保険契約の消滅までの契約内容を記載したものをいいます。

ゆ

**ユニット数
(特別勘定の口数)**

各特別勘定資産のうち、各保険契約者の保有分をあらわす単位のことをいいます。契約当初の口数は、お払い込みいただいた保険料を特別勘定のユニットプライスで割ることにより求められます。各保険契約者の特別勘定は、契約締結後、すべて口数で管理されます。口数は契約管理費用等の控除により日々減少するほか、積立金の移転・増額・一部解約などを行う場合に再計算され増減します。特別勘定の口数は小数点以下8桁まで管理します。

ユニットプライス

各特別勘定資産のユニット数1口に対する価額のことをいいます。特別勘定資産の評価を反映させて毎日計算、公表します。特別勘定のユニットプライスは小数点以下8桁まで管理します。

このご契約のしおりでいう「当社」とは、「クレディ・アグリコル生命保険株式会社」を指します。

1 お知らせとお願い

1 生命保険募集人について

● 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- ・生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに、保険契約は有効に成立します。
- ・生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して生命保険募集人が承諾すれば、保険契約は有効に成立します。

● 当社または募集代理店の生命保険募集人について

- ・当社または募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ・契約成立後、内容の変更等を行う場合も、原則として当社の承諾が必要です。

2 当社の組織形態について

■ 当社の会社組織形態は株式会社です。

- ・保険会社の組織形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。
- ・株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社の保険契約者は、相互会社の保険契約者のように「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

3 クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について

■ この保険はクーリング・オフ制度の対象商品です。

- ・申込者または保険契約者は、保険契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、書面または当社Webサイトのお手続きメニューによりクーリング・オフをすることができます。(電話やファックスでのお申し出はできません。)

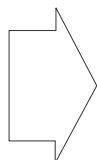
■ クーリング・オフのお申し出方法は次の2つの方法があります。

＜書面によるお申し出方法＞

- ・クーリング・オフは、書面の発信時(郵便の消印日付)より効力が生じますので、郵便により当社宛に送付してください。
- ・書面には次の事項をご記入ください。また、個人情報保護のため、必ず封書でご郵送ください。

【記載内容】

- ・書面送付先
- ・保険契約者(申込者)氏名(自署)
- ・保険契約者(申込者)フリガナ
- ・生年月日
- ・住所
- ・電話番号
- ・申込番号
- ・申込日
- ・一時払保険料の金額
- ・募集代理店
- ・クーリング・オフする旨の意思表示
- ・保険契約者(申込者)ご本人名義の返金先銀行口座



【記入例】

クレディ・アグリコル生命保険株式会社 行
 亜久里 太郎
 アグリ タロウ
 ○○○○年○○月○○日
 東京都○○区○○町○○丁目○○-○○
 03-○○○○-○○○○
 ○○○○
 ○○○○年○○月○○日
 2,000,000円
 ○○○○銀行
 クーリング・オフを行います。
 ○○銀行○○支店
 (普通預金)口座番号○○○○○○○
 口座名義 亜久里 太郎

【書面送付先】

〒105-0021 東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
 クレディ・アグリコル生命保険株式会社 カスタマーサービスセンター

＜当社Webサイトのお手続きメニューによるお申し出方法＞

- ・クーリング・オフは、当社Webサイトのトップページにあるお手続きメニュー「個人年金保険のクーリング・オフをご希望のみなさま」でのお手続き完了時(お手続き完了画面が表示されます。)より効力が生じますので、下記Webサイトからお手続きください。

クレディ・アグリコル生命Webサイト <https://www.ca-life.jp/>

- ・お手続き画面では、上記の書面によるお申し出の際の記載事項と同項目をご入力いただきます。
- ※クーリング・オフの書面の投函または当社Webサイトでのお手続き完了と行き違いに保険証券が到着した場合は、クーリング・オフ手続完了のご案内に同封の返信用封筒で保険証券をご返送ください。

クーリング・オフに関するお問い合わせは、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

4 個人情報のお取り扱いについて

当社は、お客様の個人情報(要配慮個人情報及びセンシティブ情報を含みます。以下同じ。)、特定個人情報等(個人番号と特定個人情報を意味します。以下同じ)の保護を重要な問題として捉え、以下の方針に基づいて、正確性と機密性の保持、及び適切な利用に努めています。

1. 利用目的

(1)当社は、個人情報について、必要に応じ、以下の目的で利用いたします。

- ・各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・再保険のために必要な情報の再保険会社(日本国外にある者が含まれる場合があります)への提供
- ・その他保険に関連・付随する業務

なお、個人情報の保護に関する法律に定める病歴や健康診断等の結果などの要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(センシティブ情報)については、法令等で、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されており、この目的以外では利用しません。

(2)当社は、特定個人情報等について、以下の事務に必要な範囲でのみ利用し、それ以外の目的では利用いたしません。

- ・保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務
- ・報酬・料金等の支払調書の作成・提出に関する事務
- ・その他法令等に定める個人番号関係事務等

2. 情報の種類

当社は、お客様の氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、保険契約や融資契約の締結または維持管理に必要な情報(健康状態・職業等)を取得いたします。また、商品・サービスの提供に関して必要な情報(特定個人情報等を含む)を収集させていただくことがあります。

3. 取得の方法

当社は、法令等に従い、適正かつ公平な方法により個人情報及び特定個人情報等を取得します。

<主な取得方法>

保険契約申込書・告知書、アンケート、インターネット、電話、面談等。なお、特定個人情報等については、所定の申告書等により取得します。

- ①当社に電話でお申出いただいた場合には、迅速かつ適切な対応を行うために、通話内容を録音させていただく場合があります。
- ②当社ウェブサイトでは、今後より良いサービスを提供していくために、当ウェブサイトへのアクセス数、どのページをご覧になったか、どこからアクセスいただいたか、どのくらいの時間ご覧いただいたか等の情報を取得しています。

4. 情報の管理

当社は、利用目的に照らして必要と判断した範囲内で、お客様の個人情報及び特定個人情報等の正確性、最新性及び適切な内容を維持するよう努めます。

また、当社はお客様の個人情報及び特定個人情報等を保護するために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。

業務委託にあたっては、委託先において情報管理に関する従業員の監督のための措置がとられていることを確認する等、委託先の総合的な安全性を確認します。

5. 第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、お客様の個人情報を第三者へ提供いたしません。なお、特定

個人情報等については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、番号法といいます。)に定める場合を除き、第三者へ提供することはいたしません。

(ア)お客様の同意がある場合(なお、お客様の同意に基づいて、再保険のために必要な情報を再保険会社に提供する場合を含みます。このとき、日本国外にある者に対して個人情報が移転される可能性があります。)

(イ)法令に基づく場合

(ウ)人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

(エ)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難であるとき

(オ)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(カ)守秘義務契約を締結した第三者(日本国外にある者が含まれる場合があります)に業務委託を行うとき

(キ)お客様の情報を、一般社団法人生命保険協会に登録する等、生命保険制度の健全な運営に必要な場合、もしくは、当社ホームページ上で公表している関連会社等が、お客様に対して商品・サービスのご案内、ご提供のために必要な範囲で共同利用する場合

6. 保有個人データの利用目的の通知、開示等、訂正等、及び利用停止等

当社はおお客様の保有個人データに関して、利用目的の通知、開示若しくは第三者提供記録の開示(開示等)、訂正・追加・削除(追加等)、又は利用の停止若しくは削除(利用停止等)のご依頼があった場合は、ご本人からのご依頼であることを確認させていただいたうえで、法令に従い、当社の定めるところにより、利用目的の通知、開示等、訂正等、及び利用停止等をいたします。

<受付方法>

「当社の個人情報に関する窓口」(カスタマーサービスセンター)までお知らせください。

<開示等手数料>

保有個人データの開示及び利用目的の通知については、当社の定めるところにより、所定の手数料が必要となる場合があります。手数料額については上記窓口までお問い合わせください。

7. 苦情等対応窓口

当社は、当社が保有する個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関する苦情等に対応するため、専用の窓口を設け、お客様からの苦情等に誠実に対応します。

8. 個人情報保護規程等の制定

当社は、本方針を実施するために個人情報保護規程等を定め、すべての個人情報及び特定個人情報等について適切な利用に努めます。

9. 安全管理措置

当社は、関係法令及びガイドラインの遵守、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理を目的として、各種規程を整備し、以下の安全管理措置を講じております。

(1)当社は、漏えい・滅失・き損・不正アクセスの防止その他の個人データの物理的・技術的な安全管理のために、適正な情報セキュリティを構築し、必要かつ適切な対策を講じております。

(2)当社は、個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、法や社内規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しております。

- (3)当社は、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理するために、当社の役員及び従業員に対して、本方針及び個人情報保護規程等に関する教育・研修を継続的かつ定期的に実施します。
- (4)当社は、個人データの取扱いを委託する場合には、適切な委託先を選定するとともに、委託先の義務と責任を契約により明確にする等、委託先において個人情報が安全に管理されるよう適切に監督いたします。
- (5)当社は、個人データの管理をシンガポールのサーバー上でも保管しています。当社は、シンガポールの個人情報保護に関する制度を把握した上で、安全管理措置を実施しております。

10. 法令の遵守

当社は、個人情報の保護に関する法律、番号法等の関係法令・ガイドラインを遵守し、個人情報及び特定個人情報等の保護に努めるとともに、本方針の継続的改善に努めてまいります。

※当社は個人情報保護方針(プライバシーポリシー)をWebサイト(<https://www.ca-life.jp/>)にて公表しております。個人情報保護方針は、適切な個人情報保護のため、環境の変化を踏まえ、適宜変更する場合がありますが、変更後の内容は当社Webサイトにて公表いたします。

個人情報のお取り扱いに関するお問い合わせは、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

5 支払査定時照会制度

■ 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- ・当社は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除、取消しもしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する次項の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- ・保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」にもとづき、相互照会事項の全部または一部について、(一社)生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます)があります。相互照会される情報は次項の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また相互照会にもとづき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- ・当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)から(オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。
 - (ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - (イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - (ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - (エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある場合
 - (オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

<相互照会事項>

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)
- (2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして。)
- (3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約

内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- ※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、(一社)生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。
- ※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社Webサイトの「支払査定時照会制度」(<https://www.ca-life.jp/legal/assessment.html>)をご確認ください。

6 生命保険契約者保護機構

■ 当社は、「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の概要は、次のとおりです。

- ・保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引き受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^{*1}に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^{*2}を除き、責任準備金等^{*3}の90%とすることが、保険業法等で定められています。(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。^{*4})
- ・なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

*1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更正手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更正計画を作成することが可能です。(実際に削減しないか否かは、個別の更正手続の中で確定することとなります。)

*2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率^(注1)を超えていた契約を指します^(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間における各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

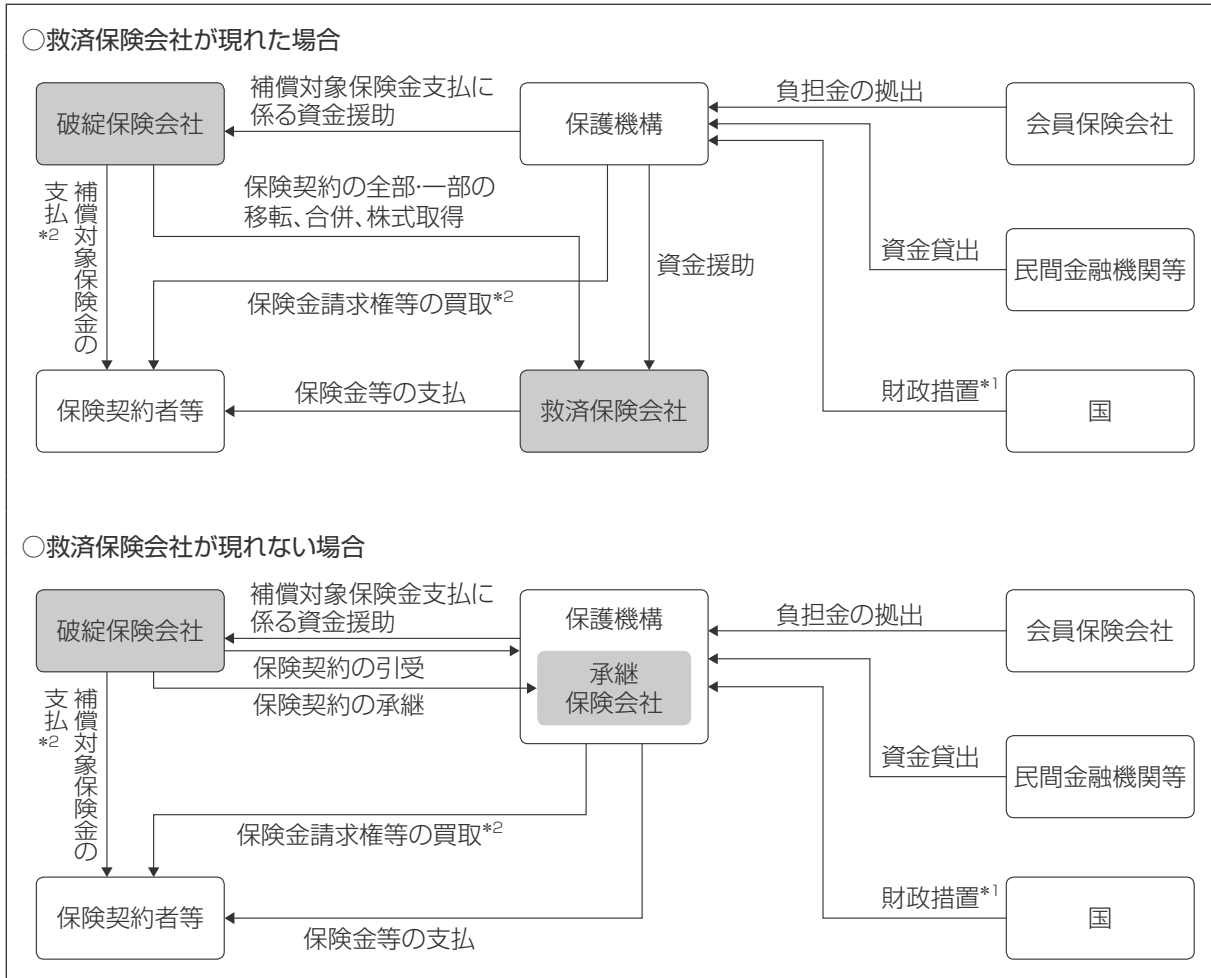
(注1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官および財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

(注2) 1つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

*3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

*4 変額個人年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ 仕組みの概略図



*1 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、前ページ*2に記載の率となります。)

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2023年1月末現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

◇生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話番号：03-3286-2820

受付時間：月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>

7 金融商品取引法に規定する「特定投資家」の方へ

保険業法第300条の2において準用される金融商品取引法の規定により、当社に対して、お客さまを「特定投資家以外のお客さま(一般投資家)」として取り扱うようお申し出いただくことができます。

お手続き方法や制度の詳細については、当社Webサイト(<https://www.ca-life.jp/>)をご参照いただくか、または、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

2023年1月末現在

8 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

当社では、犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)に基づき、保険契約の締結等の際、お客さまの本人特定事項(氏名、住所、生年月日等)、職業または事業の内容、お取引を行う目的等の確認を行っております。これは、お客さまとのお取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

9 「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」に関するお客さまへのお願い

2014年7月から、米国法「FATCA(外国口座税務コンプライアンス法)」による確認手続きが開始されています。

FATCAは、米国納税義務者による米国外の金融口座等を利用した租税回避を防ぐ目的で、米国外の金融機関に対し、顧客が米国納税義務者であるかを確認すること等を求める法律です。

日本の生命保険会社では、FATCA実施に関する日米関係官庁間の声明^{*1}に基づき、お客さまが生命保険契約の取引等をする際、お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁宛にご契約情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

*1 国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明(2013年6月発表)

FATCAにおけるお客さまへの確認手続きについて

○FATCAの確認手続きとは？

当社は、お客さまが所定の米国納税義務者(米国市民、米国居住者)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- 当社所定の書面により、所定の米国納税義務者であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- お客さまが所定の米国納税義務者であるかを確認するため、各種証明書類^{*2}をご提示またはご提出いただく場合があります。

*2 運転免許証 など

なお、お客さまが所定の米国納税義務者である場合、上記に加えて、「W-9兼米国歳入庁への報告に関する同意書」をご提出いただきます。書類にはお客さま署名、納税者番号等を記入いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

○報告対象となる米国納税義務者とは？

以下の個人のお客さまが対象となります。

◆特定米国人

- ・米国市民
- ・米国居住者^{*3}

*3 一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

○FATCAの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、死亡保険金、年金の支払等の取引発生時
- 米国への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡米等の環境の変化等によって、「特定米国人」に該当することとなった場合は、90日以内に上記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは保険金請求時において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

FATCAに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、FATCA上の目的のみに使用します。

10「CRS(共通報告基準)」に関するお客さまへのお願い

2017年1月から、「CRS(共通報告基準)」による確認手続きが開始されています。

CRSとは、外国の金融機関等を利用した国際的な脱税及び租税回避を防ぐ目的で、OECD(経済協力開発機構)が公表した、非居住者に係る金融口座情報を税務当局間で自動的に交換する^{*1}ための国際基準です。日本を含む各国がその実施を約束しました。

これを受けて日本では「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税の特例等に関する法律(以下「実特法」)が改正され、日本の生命保険会社はお客さまが生命保険契約の取引等をする際、税制上の居住地を確認し、日本のみの居住地ではない場合には、所轄税務署長宛にご契約情報や納税情報等の報告を行っております。

つきましては、趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願いいたします。

^{*1} 日本から外国に対して情報提供を行うとともに、外国から日本に対し、その国の金融機関等に保有される日本居住者の金融口座情報が提供されることとなります。

CRSにおけるお客さまへの確認手続きについて

○CRSの確認手続きとは？

当社は、お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかを確認するため、保険契約の取引時において、以下のお手続きをお願いしております。

- 当社所定の書面等により、「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかをお客さまご自身にご申告いただきます。
- お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)であるかを確認するため、各種証明書類^{*2}をご提示またはご提出いただく場合があります。

^{*2} 運転免許証 など

なお、お客さまが「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)である場合、上記に加えて、「CRS(共通報告基準)による届出書」をご提出いただきます。書類にはお客さま署名、居住地国名、納税者番号等を記入いただきます。

※上記以外にも、追加の証明書類をご提示またはご提出いただく場合があります。

○報告対象となる税制上の海外居住者とは？

以下の個人のお客さまが対象となります。

- ◆ 居住地国が報告対象国^{*3}にあたる者

^{*3} CRS(共通報告基準)への賛同および離脱は流動的なものであるため、国税庁ホームページにてご確認ください。ご了承ください。

○CRSの確認手続きが必要となる場面は？

主に以下の場合に確認手続きが必要となります。

- 生命保険契約の締結、契約者の変更、年金の支払等の取引発生時
- 海外への移住など、契約者の状況が変化した場合

※ご契約期間中に、渡航等の環境の変化等によって、「税制上の海外居住者」(日本と複数居住になった場合を含む)に該当することとなった場合または居住地国に異動が生じた場合(帰国により日本のみの居住となった場合を含む)は、該当する日から3月を経過する日までに上記の書類をご提出いただきますようお願いいたします。

○確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合は？

お客さまに確認手続きに応じていただけない、および報告に同意いただけない場合、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後のお手続きまたは年金請求時において、確認手続きに応じていただけない、虚偽報告があった等の場合には、実特法に基づき、6か月以上の懲役または50万円以下の罰金となります。正確なお手続きをお願いいたします。

CRSに基づき、当社が取得したお客さまの個人情報、CRS上の目的のみに使用します。

2 ご契約に際して

1 申込手続きからご契約の成立まで

● ご契約の成立

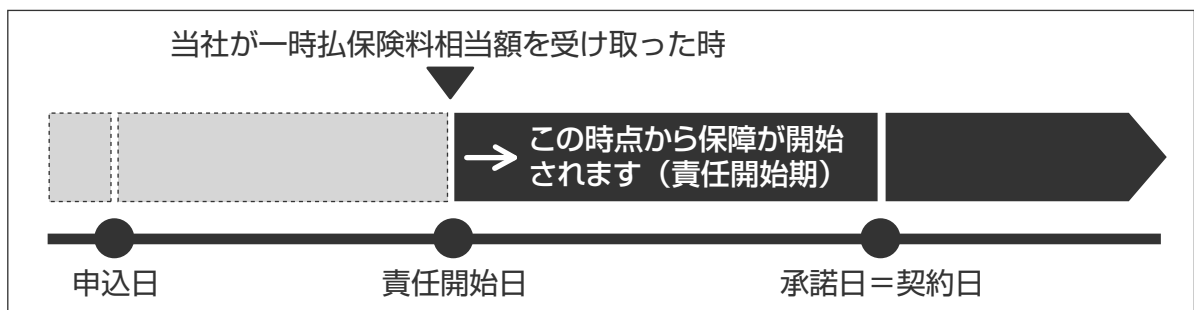
- ・ご契約は、保険契約のお申し込みを当社が承諾した場合に成立します。

● 責任開始期

- ・お申し込みいただいた保険契約を当社がお引き受けすると承諾した場合には、一時払保険料相当額を受け取った時にさかのぼり、保障を開始します。

● 契約日

- ・この保険では、お申し込みいただいた保険契約を当社がお引き受けすると承諾した日を契約日とします。



2 告知について

- ・この保険のご契約に際しては、保険契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保険証券のご確認について

- ・お申し込みが承諾されご契約が成立しますと、当社は保険証券を保険契約者にお送りします。お申し込みの際の内容と相違していないか、ご確認ください。万一、お申し込みの内容と相違していたり、ご不明な点がある場合は、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

4 当社からの契約確認について

- ・当社の社員または当社が委託した者が、ご契約のお申し込みの際やご契約成立後に、申込内容等について確認させていただくことがあります。
- ・契約確認は死亡保険金等の請求の際にも行われることがあります。

3 この商品の投資リスクおよびお客さまにご負担いただく費用

1 この商品の投資リスクについて

この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額、死亡保険金額、解約払戻金額、および将来の年金額が変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定における資産運用には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、流動性リスク等のリスクがあり、運用実績によっては年金原資額や解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、ご契約者に損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはご契約者に帰属しますのでご注意ください。また、スイッチングを行なう際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なりますのでご注意ください。

※特別勘定の投資リスクについて詳しくは、P26「投資リスク」をご確認ください。

2 お客さまにご負担いただく費用について

● 積立期間中に必要な費用

項目	費用	ご負担いただく時期等
運用関係費用* ¹ (特別勘定の運用に関わる費用で、特別勘定の投資対象とする投資信託の信託報酬等です。)	信託報酬として 実質税込:最大年率0.385%程度	各特別勘定が投資対象とする投資信託の純資産総額に対して、所定の年率を乗じた金額の1/365を毎日控除します。
契約管理費用 (ご契約の締結、維持管理等に必要な費用です。)	積立金額に対して 年率1.65%	特別勘定の積立金額に対して、左記の年率を乗じた金額の1/365を毎日控除します。
危険保険料* ² (死亡保険金の最低保証に必要な費用です。)	危険保険金額(積立金額が基本保険金額を下回った額)に対して 年率0.029%~年率9.204%	積立金額が基本保険金額を下回った場合、その日の危険保険金額に危険保険料率の1/365を乗じた金額を控除します。
特別移転費用 (スイッチングを行う場合で、1保険年度につき16回目からかかる費用です。)	1回につき 1,000円	1保険年度につき16回目からのスイッチング時に、積立金より控除します。
解約控除* ³ (契約日(増額日)から5年未満に解約・一部解約する場合に必要な費用です。)	基本保険金額* ⁴ に対して 5%~1%	契約日(増額日)からの経過年数に応じた解約控除率を乗じた金額を、解約・一部解約時に控除します。

*1 運用関係費用は、信託報酬に加えて信託事務に関する諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等がかかります。これらの費用は、各投資信託の運用状況等によって異なりますので、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、運用関係費用は運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により将来変更される可能性があります。各特別勘定の運用関係費用について詳しくは、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

*2 「危険保険料」とは、死亡保険金額の最低保証に必要な費用で、費用発生時点の「危険保険金額(積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額)」や被保険者の年齢・性別によって異なります。なお積立金額が基本保険金額を下回らなかった場合、「危険保険料」は発生しません。詳しくはP24、P25「危険保険料について」をご覧ください。

*3 解約控除について詳しくは、P39「解約払戻金」をご確認ください。

*4 一部解約の場合は、基本保険金額に対する一部解約請求金額の割合を乗じた金額となります。

● 年金支払期間中に必要な費用

項目	費用	ご負担いただく時期等
年金管理費用* (年金のお支払いや管理等に 必要な費用です。)	支払年金額に対して 1%	年金支払開始日以後、年1回の 年金支払日に控除します。

*年金原資を一括でお支払いする場合、年金管理費用はかかりません。また、年金管理費用は年金支払開始日に定まり、年金支払期間を通じて適用されます。なお、上記費用は、2023年1月末現在のものであり、将来変更されることがあります。

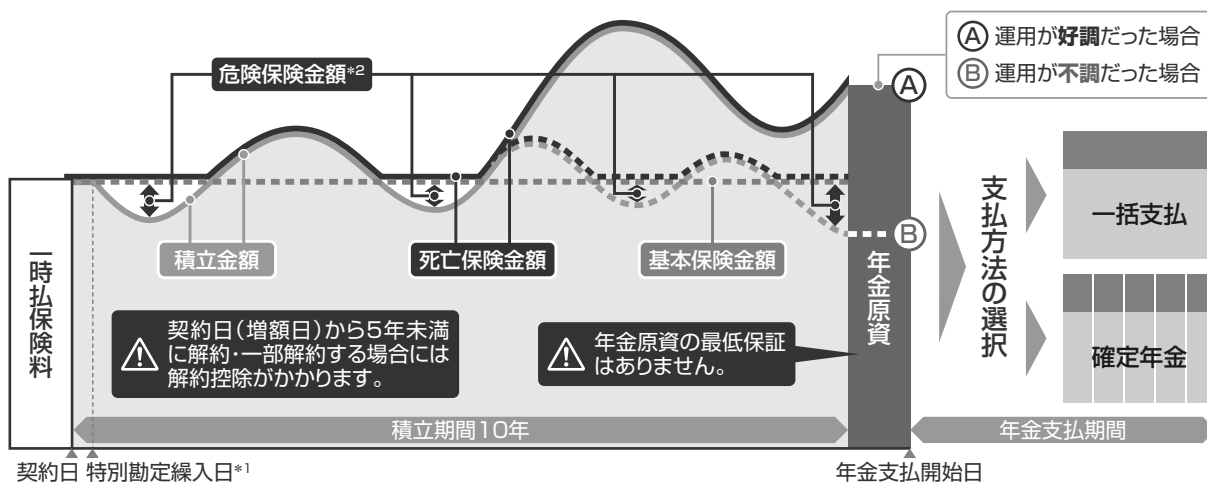
4 変額個人年金保険(11)[A]の特徴としくみ

1 商品の特徴

- この商品は、一時払保険料全額を特別勘定で運用し、その運用実績によって、将来の年金原資額、解約払戻金額、死亡保険金額等が変動(増減)するしくみの生命保険です。
- 積立期間中にスイッチング(積立金の移転)を行うことにより、特別勘定の種類や組み合わせを自由に変更することができます。
 - ※ 1 保険年度15回目までは無料でスイッチングができます。16回目からは1回につき1,000円の特別移転費用がかかります。
- 積立期間満了後の年金種類は、確定年金となります。また、年金でのお支払いに代えて、年金原資の一括支払も可能です。
- 積立期間中に被保険者が死亡した場合、死亡した日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい方の額を死亡保険金としてお支払いします。死亡保険金は、死亡した日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、基本保険金額が最低保証されます。

2 商品のしくみ

■ イメージ図



※上図はイメージ図であり、増額および一部解約等があった場合を想定しておりません。また将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。

*1 特別勘定への繰入れは、申込日からその日を含めて8日目を経過した日、もしくは契約日のいずれか遅い日の日末に行われます。

*2 「危険保険金額」とは、積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額のことで、日々の積立金額の計算において判定されます。なお、危険保険金額が生じた場合は死亡保険金額の最低保証に必要な費用として危険保険料が発生します。詳しくはP24、P25「危険保険料について」をご覧ください。

注意

- ・年金原資に最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては、年金原資額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・年金額は、契約時に確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、お支払いする年金の合計額が年金原資額を下回ることがあります。

3 危険保険料について

● 危険保険料

■ 危険保険料とは、死亡保険金額の最低保証に必要な費用で、積立金額が基本保険金額を下回った場合にのみ発生します。

■ 危険保険料は、日々の危険保険金額(積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額)に、危険保険料率を乗じた金額となります。危険保険料率は、費用発生時の被保険者の年齢・性別によって異なります。危険保険料率の詳細はP25をご覧ください。危険保険料の計算方法は以下のとおりです。

※危険保険料の計算に用いる被保険者の年齢は、契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。

積立金額が基本保険金額を下回った場合 (積立金額<基本保険金額 の場合)

危険保険金額 = 基本保険金額 - 積立金額

危険保険料 = 危険保険金額 × 費用発生時点の危険保険料率 ÷ 365

積立金額が基本保険金額以上の場合 (積立金額 ≥ 基本保険金額 の場合)

危険保険料の控除なし

● 危険保険料の計算例

■ 被保険者が男性で、基本保険金額(一時払保険料)1,000万円で計算した場合の例は以下のとおりです。

なお、危険保険料率は契約の際の年齢に基づくものではなく、危険保険金額が生じた日の年齢に基づき定まります。

※危険保険料の計算にあたっては、四捨五入して小数点以下8桁まで管理します。

・被保険者 年齢65歳のある日の危険保険料

基本保険金額：1,000万円 積立金額：900万円 危険保険金額：100万円だった場合

$$\Rightarrow \text{危険保険料} = 100\text{万円} \times \frac{\text{65歳男性の危険保険金額}}{\text{危険保険料率}} \div 365 = 34.82191781\text{円}$$

・被保険者 年齢70歳のある日の危険保険料

基本保険金額：1,000万円 積立金額：1,200万円だった場合

⇒ 積立金額が基本保険金額を上回っていたため、危険保険料の控除はありません。

・被保険者 年齢75歳のある日の危険保険料

基本保険金額：1,000万円 積立金額：800万円 危険保険金額：200万円だった場合

$$\Rightarrow \text{危険保険料} = 200\text{万円} \times \frac{\text{75歳男性の危険保険金額}}{\text{危険保険料率}} \div 365 = 192.54794521\text{円}$$

・被保険者 年齢80歳のある日の危険保険料

基本保険金額：1,000万円 積立金額：900万円 危険保険金額：100万円だった場合

$$\Rightarrow \text{危険保険料} = 100\text{万円} \times \frac{\text{80歳男性の危険保険金額}}{\text{危険保険料率}} \div 365 = 163.36986301\text{円}$$

※上記の計算例において、被保険者年齢が65歳の例と80歳の例における危険保険金額(基本保険金額 - 積立金額)は同額(100万円)ですが、危険保険料率は、費用発生時の被保険者の年齢・性別によって異なるため、危険保険料の額は異なります。

<危険保険料率表(年率)>

危険保険料は、危険保険金額(積立金額が基本保険金額を下回った場合の基本保険金額との差額) 1に対して、1日あたり以下の割合の1 / 365を乗じた金額となります。

年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性	年齢	男性	女性
20歳	0.077%	0.029%	40歳	0.143%	0.094%	60歳	0.793%	0.360%	80歳	5.963%	2.917%
21歳	0.078%	0.029%	41歳	0.155%	0.100%	61歳	0.861%	0.389%	81歳	6.643%	3.315%
22歳	0.077%	0.029%	42歳	0.169%	0.107%	62歳	0.941%	0.423%	82歳	7.405%	3.771%
23歳	0.077%	0.031%	43歳	0.184%	0.115%	63歳	1.034%	0.462%	83歳	8.256%	4.292%
24歳	0.076%	0.032%	44歳	0.202%	0.124%	64歳	1.143%	0.505%	84歳	9.204%	4.888%
25歳	0.075%	0.034%	45歳	0.221%	0.135%	65歳	1.271%	0.555%			
26歳	0.074%	0.035%	46歳	0.242%	0.147%	66歳	1.416%	0.609%			
27歳	0.073%	0.037%	47歳	0.265%	0.161%	67歳	1.576%	0.669%			
28歳	0.075%	0.040%	48歳	0.291%	0.175%	68歳	1.751%	0.734%			
29歳	0.077%	0.044%	49歳	0.318%	0.190%	69歳	1.938%	0.806%			
30歳	0.080%	0.048%	50歳	0.350%	0.206%	70歳	2.140%	0.889%			
31歳	0.083%	0.050%	51歳	0.384%	0.222%	71歳	2.359%	0.990%			
32歳	0.086%	0.053%	52歳	0.420%	0.238%	72歳	2.598%	1.106%			
33歳	0.090%	0.057%	53歳	0.457%	0.253%	73歳	2.864%	1.240%			
34歳	0.094%	0.061%	54歳	0.496%	0.267%	74歳	3.167%	1.392%			
35歳	0.100%	0.067%	55歳	0.539%	0.279%	75歳	3.514%	1.568%			
36歳	0.106%	0.072%	56歳	0.583%	0.292%	76歳	3.905%	1.769%			
37歳	0.114%	0.078%	57歳	0.631%	0.304%	77歳	4.333%	2.000%			
38歳	0.122%	0.084%	58歳	0.681%	0.318%	78歳	4.812%	2.265%			
39歳	0.131%	0.088%	59歳	0.734%	0.337%	79歳	5.355%	2.569%			

※危険保険料の計算に用いる被保険者の年齢は、契約応当日の年齢をその保険年度内適用します。

5 特別勘定について

1 特別勘定

- ・この商品では、資産運用の成果により、年金原資額、死亡保険金額、解約払戻金額および積立金額が変動(増減)するため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行う必要があります。そのため、当社は特別勘定を設け、特別勘定の資産を他の資産とは独立した体制と方針に基づき運用します。
- ・特別勘定の資産運用は高い収益性も期待できますが、一方で有価証券の価格や為替の変動等による投資リスクもあります。したがって、資産運用の成果によっては、年金原資額や解約払戻金額等が一時払保険料を下回ることがあり、保険契約者に損失が生じるおそれがあります。
- ・特別勘定における資産運用の成果が保険契約者の期待通りでなかった場合でも、当社または第三者(生命保険募集人等)が保険契約者に対し何らかの補償・補てんをすることはありません。
- ・保険契約者は、特別勘定の運用方針についての指図は一切できません。
- ・特別勘定について詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。


2 投資リスク

- ・特別勘定は主に投資信託で運用されるため、各特別勘定のユニットプライス(単位価格)は、主として投資先の投資信託の運用実績(基準価額)を反映します。
- ・特別勘定の投資対象である投資信託は、株式、公社債等の値動きのある有価証券に投資しますので、特別勘定における資産運用には主に次のようなリスクがあります。

リスク	内 容
価格変動リスク	・主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、有価証券の市場価格の変動により積立金額が減少する可能性があります。
金利変動リスク	・主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、金利の変動により積立金額が変動します。一般に市場金利が上昇する場合には債券の価格が下落し、主に債券を運用対象とする特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。
為替変動リスク	・外貨建資産に対して投資を行う特別勘定では、外国為替相場の変動により積立金額が変動します。為替レートが円高になった場合、主に外貨建の株式や債券等を運用対象とする特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。
信用リスク	・主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行体の経営・財務状況の変化により積立金額が変動します。発行体の経営・財務状況が悪化した場合、株式や債券等の価格が下落し、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。
カントリーリスク	・主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、発行国の政治、経済、社会情勢の変化により、積立金額が変動します。これらの要因によって金融・証券市場が混乱した場合、株式や債券等の価格が下落し、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。また、一般に新興国の経済状況は先進国と比べて脆弱である可能性が高く、カントリーリスクも先進国以上に大きくなるのが予想されます。

リスク	内 容
流動性リスク	・主に有価証券に対して投資を行う特別勘定では、市場の流動性の変化により、積立金額が変化します。市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあり、特別勘定の積立金額は減少する可能性があります。

・特別勘定の投資リスクの詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。



注意

特別勘定における資産運用のリスクは、保険契約者に帰属します。

3 積立金額の計算方法

●計算例の条件
 申込日：4月1日、一時払保険料相当額10,000,000円を払込、
 特別勘定A(契約管理費用：年率1.65%)を100%指定
 契約日／特別勘定繰入日：4月8日(男性60歳)

各特別勘定における保険契約の積立金額は、「ユニットプライス(単位価格)」と「ユニット数(口数)」で把握します。以下の計算例は上記の条件で計算した場合の例です。

※以下の計算例はしくみをわかりやすく説明するためのものであり、数値や端数処理等が実際とは異なることがあります。

● 4月8日(特別勘定繰入日)、ユニットプライスが125だった場合

特別勘定繰入額

・保険契約申込日からその日を含めて8日目もしくは契約日のいずれか遅い日の日末に、一時払保険料全額を特別勘定へ繰り入れます。

一時払保険料	=	基本保険金額	=	特別勘定繰入額	=	4月8日末の積立金額①
10,000,000円	=	10,000,000円	=	10,000,000円	=	10,000,000円①

特別勘定繰入時のユニット数

・特別勘定繰入額を特別勘定繰入日(4月8日)のユニットプライスで除してユニット数を計算します。

特別勘定繰入額	÷	特別勘定繰入日のユニットプライス	=	特別勘定繰入時のユニット数②
10,000,000円	÷	125	=	80,000口②

● 4月9日、ユニットプライスが120だった場合

契約管理費用相当ユニット数の計算

4月8日のユニット数②	×	契約管理費用(年率)	÷	365	=	4月9日の契約管理費用相当ユニット数③
80,000口②	×	1.65%	÷	365	=	3.61643836口③

前日の危険保険料の計算

・前日(4月8日)末の積立金額が基本保険金額を下回らなかったため、危険保険料は発生しません。

ユニット数の計算

- ・4月9日のユニット数は、前日(4月8日)のユニット数から当日(4月9日)の契約管理費用相当ユニット数と前日(4月8日)の危険保険料相当ユニット数を差し引いて算出します。

$$\begin{array}{r} \text{4月8日末のユニット数②} - \text{4月9日の契約管理費用相当ユニット数③} - \text{4月8日の危険保険料相当ユニット数} = \text{4月9日のユニット数④} \\ 80,000\text{口}② \quad - \quad 3.61643836\text{口}③ \quad - \quad 0\text{口} \quad = \quad 79,996.38356164\text{口}④ \end{array}$$

積立金額の計算

- ・積立金額は、運用実績に応じて日々変動するユニットプライスに当日(4月9日)のユニット数を乗じて計算されます。

$$\begin{array}{r} \text{4月9日のユニット数④} \times \text{4月9日のユニットプライス} = \text{4月9日末の積立金額⑤} \\ 79,996.38356164\text{口}④ \times \quad \quad \quad 120 \quad \quad \quad = \quad \quad \quad 9,599,566\text{円}⑤ \end{array}$$

● 4月10日、ユニットプライスが127だった場合

契約管理費用相当ユニット数の計算

$$\begin{array}{r} \text{4月9日のユニット数④} \times \text{契約管理費用(年率)} \div 365 = \text{4月10日の契約管理費用相当ユニット数⑥} \\ 79,996.38356164\text{口}④ \times \quad 1.65\% \quad \div 365 = \quad \quad \quad 3.61627487\text{口}⑥ \end{array}$$

前日(4月9日)の危険保険料相当ユニット数の計算

- ・前日(4月9日)末の積立金額が基本保険金額を下回ったため、危険保険料が発生します。

$$\begin{array}{r} (\text{基本保険金額} - \text{4月9日末の積立金額⑤}) \times \text{危険保険料率} \div 365 \div \text{4月10日のユニットプライス} = \text{4月9日の危険保険料相当ユニット数⑦} \\ (10,000,000\text{円} - 9,599,566\text{円}⑤) \times 0.793\% \div 365 \div 127 = \quad \quad \quad 0.06850268\text{口}⑦ \end{array}$$

ユニット数の計算

$$\begin{array}{r} \text{4月9日のユニット数④} - \text{4月10日の契約管理費用相当ユニット数⑥} - \text{4月9日の危険保険料相当ユニット数⑦} = \text{4月10日のユニット数⑧} \\ 79,996.38356164\text{口}④ - \quad 3.61627487\text{口}⑥ \quad - \quad 0.06850268\text{口}⑦ = 79,992.69878409\text{口}⑧ \end{array}$$

積立金額の計算

$$\begin{array}{r} \text{4月10日のユニット数⑧} \times \text{4月10日のユニットプライス} = \text{4月10日末の積立金額} \\ 79,992.69878409\text{口}⑧ \times \quad \quad \quad 127 \quad \quad \quad = \quad \quad \quad 10,159,073\text{円} \end{array}$$

4 特別勘定グループ

- ・当社は、1つまたは2つ以上の特別勘定を特別勘定グループとしてグループ化しています。
- ・保険契約者が選択することができる特別勘定は、ご契約した商品の特別勘定グループに設定されている特別勘定、および、今後当社が利用を認める特別勘定に限定されます。

5 特別勘定の運用方針

- ・特別勘定の運用にあたっては、生命保険会社の資産の運用に関する法令・諸規則を遵守するとともに、資産の着実な成長と中長期的視点に立った収益の獲得を目指します。特別勘定の運用にあたっては特別勘定ごとに定める運用方針に合致した投資信託を主な投資対象とします。特別勘定と各特別勘定で投資する投資信託は当社が定めます。また当社の判断により変更することがあります。

なお、特別勘定は、保険契約の異動等に備え一定の預金等も保有します。

- ・特別勘定の種類と、その運用方針の詳細については「特別勘定のしおり」をご覧ください。

6 スイッチング(積立金の移転)について

- ・特別勘定繰入日の翌日から年金支払開始日の前日まで、特別勘定の積立金の全部または一部を特別勘定グループ内の他の特別勘定に移転することができます。
- ・スイッチングは電話(フリーコール 0120-60-1221)またはWebサイト(<https://www.ca-life.jp/>)で受け付けます。平日15時までは当日受付とし、15時以降は翌営業日受付としてお取り扱いします。祝休日・年末年始の休日の場合は、翌営業日受付としてお取り扱いします。
- ・受付日の翌営業日のユニットプライスでの移転となります。
- ・移転割合は1%単位かつ繰入額が1,000円以上となります。ただし、移転後の移転元特別勘定の残高が1,000円未満となる場合は、全額を移転します。
- ・1回の移転において移転元・移転先の特別勘定は複数指定可能です。
- ・1保険年度15回目までは無料でスイッチングができます。16回目からは1回につき1,000円の特別移転費用がかかります。

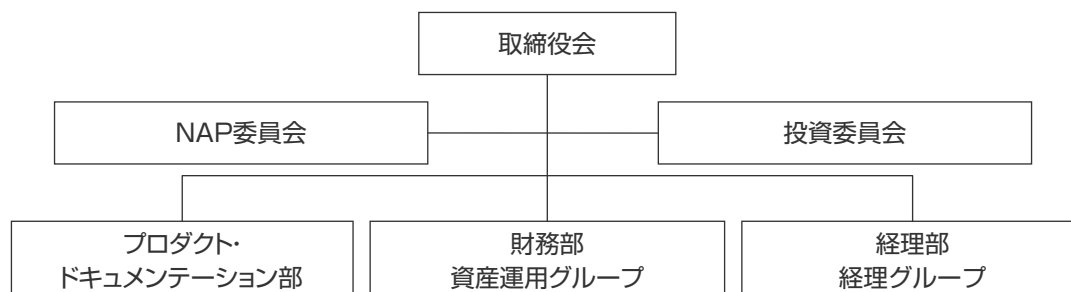


- ・特別勘定繰入日まではスイッチングを行うことはできません。
- ・スイッチングと増額は同一日にはできません。
- ・スイッチングを行なう際には、選択した特別勘定の種類によっては基準となる指標やリスクの種類が異なりますのでご注意ください。

7 特別勘定の運用体制と評価方法

● 特別勘定の運用体制

- ・特別勘定の運用体制は下図のようになります。



- NAP委員会は、特別勘定の設定・変更・廃止の決議を行います。
- プロダクト・ドキュメンテーション部は特別勘定の選定業務を担当します。
- 投資委員会は、特別勘定の投資対象の選定・変更・廃止の決議を行います。
- 財務部資産運用グループは、特別勘定の投資対象の選定、評価、モニタリング業務ならびに投資対象の取引、ユニットプライス算出等の特別勘定の管理運営業務を担当します。
- 経理部経理グループは、投資対象の資金決済業務等を担当します。
- 当社運用体制は今後予告なく変更する場合があります。
- ※NAP委員会は「新商品・新規業務に関する委員会」の通称です。

2023年1月末現在

● 特別勘定資産の評価方法

- ・特別勘定資産の評価は毎日行われ、その結果が積立金額に反映されます。
- ・特別勘定資産の評価方法は次のとおりです。ただし、この評価方法は今後変更されることがあります。
 - ①投資信託を含む有価証券は時価評価します。
 - ②①以外の資産は原価法によって評価します。
 - ③デリバティブ取引により生じる正味の債権や債務は時価評価し、評価損益を計上します。
 - ④外貨建資産や負債の換算方法は期末時換算法とします。

8 特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取り扱いについて

天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害等の突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない期間(取引停止期間)中は、次のとおりのお取り扱いを行います。

項目	特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取り扱い
保険契約の申し込み	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約の申し込みの受け付けおよび一時払保険料の払い込みの受け付けは行いません。 ・すでに保険契約の申し込みの受け付けおよび一時払保険料の払い込みの受け付けが行われていた場合は、すべてなかったものとして取り扱います。
基本保険金額の増額	<ul style="list-style-type: none"> ・基本保険金額の増額の受け付けは行いません。 ・すでに行われた増額の請求と増額保険料の払い込みは、すべてなかったものとして取り扱い、払込金を返還します。
スイッチング (積立金の移転)	<ul style="list-style-type: none"> ・スイッチングの請求の受け付けは行いません。 ・すでに行われたスイッチングの請求は、すべてなかったものとして取り扱います。
年金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定の積立金を含む保険契約の年金支払開始日が到来した場合、年金額の計算に際しては、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、年金支払開始日の前日における積立金額とします。* ・年金支払開始日が正常な評価ができるようになった日と同日となる場合、上記と同様に取り扱いします。 *年金または死亡一時金の請求書類を当社が受け付けた日が正常な評価ができるようになった日の前日までのときは、その年金または死亡一時金のお支払期限については、正常な評価ができるようになった日とその請求書類が当社に到着した日とみなして取り扱います。

項 目	特別勘定資産の正常な評価ができない場合のお取り扱い
死亡保険金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定の積立金を含む保険契約の死亡保険金の支払事由が生じた場合、死亡保険金の額の計算に際しては、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、死亡日における積立金額として、死亡保険金の額を判定します。 ・上記の場合で、死亡保険金の請求書類を当社が受け付けた日が取引停止期間中のときは、死亡日の基本保険金額相当額をお支払いします。その後、当該特別勘定の積立金部分について、正常な評価ができるようになった日において計算された積立金額に基づき判定された死亡保険金の額がすでに支払われた基本保険金額相当額を上回る場合には、その差額をお支払いします。この場合の差額のお支払期限については、正常な評価ができるようになった日を死亡保険金の請求書類が当社に到着した日とみなして取り扱います。
死亡保険金の免責事由に該当した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定の積立金を含む保険契約において、被保険者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときに支払われる死亡日の積立金の額は、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、死亡日における積立金額とします。 ・保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときに支払われる払戻金の額は、上記に定める積立金額に基づき計算します。
保険契約の解約および払戻金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ・正常な評価ができない特別勘定の積立金を含む保険契約について保険契約の解約の請求書類を当社が受け付けた場合、払戻金の額の計算に際しては、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日の翌営業日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、保険契約の解約の請求書類を当社が受け付けた日の翌営業日の積立金額とします。 ・当該特別勘定の払戻金のお支払期限については、正常な評価ができるようになった日を解約の請求書類を当社が受け付けた日とみなして取り扱います。 ・当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、一部解約がなされたものとして取り扱います。 ・保険契約者は、正常な評価ができるようになった日までに解約の中止を申し出ることができます。この場合は、解約の請求がなかったものとして取り扱います。ただし、当該特別勘定以外について一部解約がなされたものとして取り扱った場合、解約の中止後の積立金額が100万円に満たないときは、解約の中止は取り扱いません。
保険契約の一部解約	<ul style="list-style-type: none"> ・保険契約の一部解約の請求の受け付けは行いません。 ・すでに保険契約の一部解約の請求が行われていた場合は、すべてなかったものとして取り扱います。



上記のお取り扱いを行う場合および上記のお取り扱いを終了する場合には、当社 Web サイト (<https://www.ca-life.jp/>) へ掲載します。

6 年金・死亡保険金のお支払い

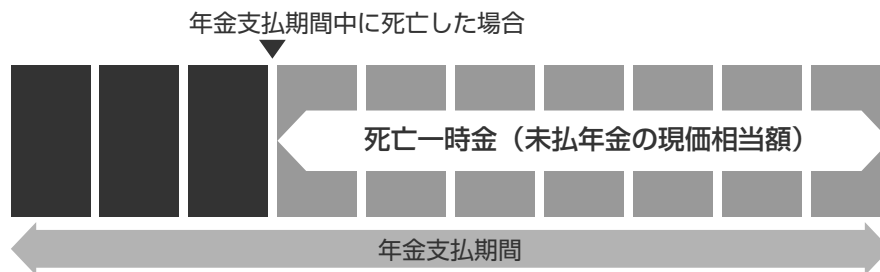
1 年金のお支払い

● 年金額

- ・年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金原資額は、年金支払開始日前日の積立金額です。
- ・年金額が10万円に満たない場合は、年金原資額を保険契約者にお支払いし、保険契約は消滅します。
- ・年金額が3,000万円を超える場合は、3,000万円を超える部分に対応する年金原資額を初回の年金額にあわせて一括で年金受取人にお支払いします。

● 年金種類と支払方法

- ・年金種類は確定年金とし、年金支払期間中の年金支払日に被保険者が生存しているとき、年金を年金受取人にお支払いします。
- ・あらかじめ定めた一定期間、年金を年金受取人にお支払いします。
- ・年金支払期間は、5年・10年・15年の中からご指定いただけます。
- ・被保険者が年金支払開始日以後、年金支払期間中の最終の年金支払日の前日までの間に死亡した場合は、残りの年金支払期間の未払年金の現価相当額を死亡一時金として年金受取人にお支払いします。この場合、死亡一時金のお支払いに代えて、残りの年金支払期間中、引き続き年金をお支払いすることもできます。
- ・年金支払期間の未払年金の現価相当額を一括でお支払いすることもできます。この場合、保険契約は一括でお支払いした時に消滅します。
- ・年金支払開始日に一括でお支払いする場合は、年金原資額をお支払いします。



- ・年金原資に最低保証はありません。特別勘定の運用実績によっては、年金原資額が一時払保険料を下回ることがあります。
- ・年金額は、契約時に確定していません。将来お支払いする年金額は、年金原資額に基づき、年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)により計算します。
- ・年金支払開始日の基礎率等(予定利率等)によっては、お支払いする年金の合計額が年金原資額を下回ることがあります。

● 後継年金受取人

- ・年金受取人が死亡した場合に、以後の年金受取人となる方(後継年金受取人)をあらかじめ指定することができます。
- ・年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した時に後継年金受取人が指定されていない場合、または後継年金受取人の死亡時以後、後継年金受取人の変更手続きがとられていない間は、次の順位で定まる方を後継年金受取人とします。
 - ①被保険者
 - ②被保険者の配偶者
 - ③年金受取人の法定相続人
- ・後継年金受取人の指定または変更には、被保険者の同意が必要です。
- ・保険契約者による後継年金受取人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。

2 死亡保険金のお支払い

● 死亡保険金をお支払いする場合

- 年金支払開始日前に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。
 - ・責任開始期前または年金支払開始日以後に被保険者が死亡した場合は、死亡保険金をお支払いできません。

● お支払いする死亡保険金の額

- ・お支払いする死亡保険金の額は、被保険者が死亡した日の積立金額または基本保険金額のいずれか大きい方の額とします。
- ・基本保険金額は、一時払保険料と同額です。ただし、増額または一部解約により基本保険金額が変更された場合は、変更後の基本保険金額が適用されます。

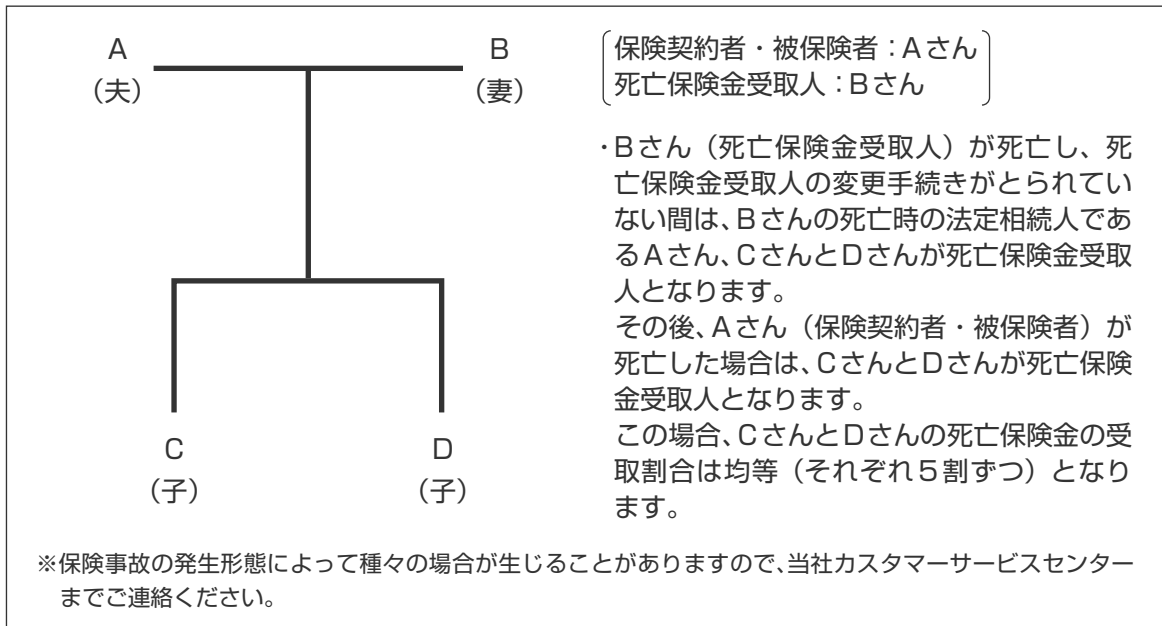
● 死亡保険金受取人

■ 保険契約者に死亡保険金受取人をご指定いただきます。

- ・死亡保険金は、保険契約者が被保険者の同意を得て指定した死亡保険金受取人にお支払いします。
- ・死亡保険金受取人が2人以上いるときは、それぞれの受取割合を指定してください。


■ 死亡保険金受取人が死亡した場合は、保険契約者に新たな受取人をご指定いただきます。

- ・死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに当社へご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- ・死亡保険金受取人の死亡時以後、死亡保険金受取人の変更手続きがとられていない間は、死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人が新しい死亡保険金受取人となります。なお、死亡保険金受取人となった人が2人以上いる場合は、死亡保険金の受取割合は均等とします。



■ 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご通知ください。

- ・保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て死亡保険金受取人を変更することができます。
- ・保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡保険金受取人を変更することができます。この場合、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人から当社へご通知ください。遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。



注意

- ・死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- ・当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

3 死亡保険金等をお支払いできない場合

● 免責事由に該当した場合

■ 次の①～④に該当した場合は、死亡保険金はお支払いできません。

- ①被保険者が、責任開始日(増額部分については、増額の際の責任開始日)からその日を含めて2年以内に自殺した場合
- ②死亡保険金受取人が、故意に被保険者を死亡させた場合
- ③保険契約者が、故意に被保険者を死亡させた場合
- ④被保険者が、戦争その他の変乱により死亡した場合

※免責事由に該当し死亡保険金が支払われない場合は、死亡日の積立金額(死亡日が特別勘定繰入日前の場合、基本保険金額)を保険契約者にお支払いします。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は、死亡日の解約払戻金をお支払いします。

※死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人にお支払いし、支払わない部分の積立金を保険契約者にお支払いします。

※被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、当社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額、または削減してお支払いします。

● 重大事由により保険契約が解除された場合

■ 次の①～④に該当した場合は、死亡保険金等はお支払いできません。

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金を詐取る目的もしくは第三者に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
- ② この保険契約の死亡保険金等の請求に関し、死亡保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
- ③ 保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、反社会的勢力^{*1}に該当すると認められる場合、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められる場合
- ④ 上記①②③の他、保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③と同等の重大な事由がある場合

※上記の事由が生じた以後に、死亡保険金等の支払事由が生じた場合は、当社は死亡保険金等のお支払いをしません。(上記③の事由にのみ該当した場合で、複数の死亡保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、死亡保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた死亡保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。)すでに死亡保険金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができます。

*1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

*2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、死亡保険金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

● 詐欺による取消し、不法取得目的による無効の場合

■ 次に該当した場合は、死亡保険金等はお支払いできません。

- ・ 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人もしくは後継年金受取人の詐欺により保険契約を締結した場合、または基本保険金額を増額した場合
- ・ 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的もしくは他人に死亡保険金を不法に取得させる目的により保険契約を締結した場合、または基本保険金額を増額した場合

※保険契約が取消しまたは無効となった場合、当社は受け取った保険料を払い戻しません。

7 付加できる特約について

1 指定代理請求特約

- 年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない所定の事情がある場合、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として、当社の承諾を得て年金・死亡一時金を請求することができます。

- ・この特約は、年金支払開始日前は保険契約者からの、年金支払開始日以後は年金受取人からのお申し出により付加することができます。
- ・指定代理請求人は、保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人)が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した1名とします。

代理請求できる場合	指定代理請求人の範囲
<ul style="list-style-type: none">・年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない次のいずれかの事情がある場合、指定代理請求人が年金・死亡一時金を請求できます。<ul style="list-style-type: none">①傷害または疾病により、年金・死亡一時金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合	<ul style="list-style-type: none">・指定代理請求人は1名とし、次のいずれかに該当する必要があります。<ul style="list-style-type: none">①年金受取人の戸籍上の配偶者②年金受取人の直系血族③年金受取人の3親等内の親族

- ・保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。年金支払開始日以後は年金受取人が指定代理請求人を変更することができます。
- ・保険契約者による指定代理請求人の指定の効力は年金支払開始日から生じるものとします。
- ・年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合または年金受取人が変更された場合は、その年金受取人についての指定代理請求人の指定は無効となります。

- 指定代理請求人が年金・死亡一時金を請求できない場合は、年金受取人の配偶者が、当社の承諾を得て請求することができます。

- ・年金受取人が年金・死亡一時金を請求できない所定の事情がある場合で、かつ指定代理請求人が次のいずれかに該当するときは、年金受取人の配偶者*が、当社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金・死亡一時金を請求することができます。

- (1)請求時においてすでに死亡している場合
- (2)請求時において指定代理請求人の範囲外である場合
- (3)指定されていない場合
- (4)次の①または②に該当する場合

- ①傷害または疾病により、年金・死亡一時金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
- ②その他、①に準じる状態であると当社が認めた場合

*戸籍上の配偶者とします。戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が上記(4)①または②に該当する場合には、年金受取人と同居し、または年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族とします。



指定代理請求人から請求があり年金等をお支払いした場合、その後重複してその年金等をご請求されてもお支払いしません。

● 特約の解約

- ・保険契約者は年金支払開始日前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。
- ・年金受取人は年金支払開始日以後、将来に向かって、この特約を解約することができます。

● 各種手続のための必要書類

- ・下記の書類を当社にご提出ください。

項目	年金等の請求に必要な書類*	指定代理請求人または代理人の住民票	指定代理請求人または代理人の戸籍抄本	指定代理請求人または代理人の印鑑証明書	年金受取人、指定代理請求人または代理人の健康保険証の写し
指定代理請求等による年金等の代理請求	○	○	○	○	○

*年金等の請求に必要な書類についてはP.44「年金・保険金等の請求手続のための請求書類」をご確認ください。

項目	当社所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書	保険証券	年金証書
指定代理請求人の指定または変更	○	○*1	○*2	○*2

*1 年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書となります。

*2 保険証券または年金証書のいずれかが必要です。

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。詳しくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



注意

年金・保険金等のお支払いを請求する権利は、これらを行行使うことができる時から3年間行使しないときには消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかに手続きをお願いします。

2 年金額分割払特約

■ 年金額を分割してお支払いすることができます。

- ・年金受取人のお申し出により、次のいずれかの方法により年金額を分割してお支払いします。ただし、分割後の年金額が10万円に満たない場合は、分割払はお取り扱いしません。

- ①年金支払日および年金支払日の月単位の応当日*にお支払いする方法
- ②年金支払日および年金支払日の3か月単位の応当日*にお支払いする方法
- ③年金支払日および年金支払日の半年単位の応当日*にお支払いする方法

*応当日のない場合は、その月の末日とします。

8 保険契約の解約・一部解約

1 解約

- 年金支払開始日前であれば、保険契約を解約することができます。
 - ・保険契約を解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
 - ・解約の請求書類を当社が受け付けた日*の翌営業日を解約日とし、解約日の翌日から解約の効力が生じます。
*書類に不備がある場合は完備した日。

2 一部解約

- 特別勘定繰入日の翌日以後、年金支払開始日前であれば、保険契約の一部解約をすることができます。
 - ・一部解約の請求書類を当社が受け付けた日*の翌営業日を一部解約日とし、一部解約日の翌日から一部解約の効力が生じます。
*書類に不備がある場合は完備した日。

● 一部解約の条件

- ・一部解約請求金額の最低限度・単位は、10万円以上1万円単位です。
- ・一部解約後の積立金額が100万円を下回る場合は、100万円を下回らない金額に調整し、解約払戻金額をお支払いします。この場合、10万円以上1万円単位は適用せず、1円単位でお支払いします。
- ・金融市場型特別勘定を含む複数の特別勘定により積立金を運用している場合は、金融市場型特別勘定の積立金から優先してお支払いし、一部解約請求金額に不足があるとき、その差額部分は、金融市場型特別勘定以外の各特別勘定の積立金から一部解約日の積立金額の割合に応じて減額してお支払いします。また、金融市場型特別勘定を含まない場合は、各特別勘定の積立金から一部解約日の積立金額の割合に応じて減額してお支払いします。

● 一部解約後の基本保険金額

- ・一部解約をした場合、基本保険金額は、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合に応じて減額され、一部解約日の翌日以後は、減額された基本保険金額が適用されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} = \text{一部解約日の基本保険金額} \times \frac{(\text{一部解約日の積立金額} - \text{一部解約請求金額})}{\text{一部解約日の積立金額}}$$

3 解約払戻金

■ 保険契約を解約または一部解約した場合には、解約払戻金をお支払いします。

- ・解約払戻金額は、解約・一部解約日の基本保険金額(一部解約の場合は基本保険金額に、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合を乗じた金額)および契約日(増額が行われた場合の増額部分については増額日)からの経過年数に応じた解約控除率に基づいて、次の算式で計算した金額となります。

なお、解約日が特別勘定繰入日前となる場合の解約払戻金額は、基本保険金額と同額となります。

解約の場合


$$\text{解約払戻金額} = \text{解約日の積立金額} - \text{基本保険金額} \times \text{解約控除率}$$

一部解約の場合

$$\text{解約払戻金額} = \text{一部解約請求金額} - \text{基本保険金額} \times \frac{\text{一部解約請求金額}}{\text{解約日の積立金額}} \times \text{解約控除率}$$

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
解約控除率	5%	4%	3%	2%	1%	0%

- ・増額が行われた場合の一部解約については、経過年数の多い(解約控除率が低い)ものから優先してお支払いします。



注意 契約日(増額が行われた場合の増額部分については増額日)から解約・一部解約日までの期間(経過年数)が5年未満の場合、経過年数に応じた解約控除がかかります。また、解約払戻金には最低保証はありませんので、運用実績によっては一時払保険料の額を下回ることがあります。

4 解約・一部解約のご請求方法

- ・解約または一部解約を希望される場合は、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- ・解約または一部解約に必要な書類を当社が受け付けた日の翌営業日が、解約日または一部解約日となります。
- ・解約払戻金は、必要書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- ・一部解約の場合は、お手続き完了後に新たな保険証券を発行し、「手続き完了のご案内」とともに保険契約者に送付します。

5 保険契約の解約・一部解約手続のための請求書類

- ・下記の書類を当社にご提出ください。

項目	当社所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書	保険証券
解約	○	○	○
一部解約	○	○	○

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。詳しくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

9 契約内容の変更

1 契約内容の変更

次の契約内容の変更等をご希望の場合には、当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。お手続き方法をご案内いたします。

- ・ご契約に関する照会やご連絡の際には、お手元に保険証券・年金証書をご用意ください。
- ・海外に長期間滞在される場合は、その旨をご連絡ください。

● 基本保険金額の増額

- ・契約時の一時払保険料の特別勘定繰入日の翌日以後、9回目の年単位の契約応当日前に限り、50万円以上1万円単位で基本保険金額が3億円を超えない範囲内で増額できます。ただし、当社の定める個人年金保険を複数ご契約の場合は、同一被保険者あたりの基本保険金額を通算して5億円がお取り扱いの限度となります。
- ・増額時(増額日)の被保険者の年齢が75歳までお取り扱いします。
- ・増額部分については当社が増額を承諾した日を増額日とし、増額保険料を当社が受領した日にさかのぼって保障を開始します。
- ・各特別勘定への繰入比率は1%単位かつ繰入金額が1,000円以上で指定可能です。また、特別勘定への繰入れは、増額日に行います。
- ・特別勘定の残高、市場環境の状況等により、基本保険金額の増額のお取り扱いを停止する場合があります。



注意

基本保険金額の増額については、クーリング・オフ制度の対象外です。

● 年金支払開始日の変更

- ・ご契約の際の積立期間は10年となっていますが、変更後の被保険者の年金支払開始日時点の年齢が85歳以下となる範囲内で、年金支払開始日を1年単位で最長10年繰下げることができます。
- ・年金支払開始日の繰下げのお手続きについては、積立期間満了の前にご案内を送付します。
- ・繰下げた年金支払開始日を1年単位で繰上げることもできます。ただし、変更後の積立期間が10年未満となる繰上げ、増額があった場合で変更後の年金支払開始日が最後の増額日から5年未満となる繰上げはできません。

● その他のご契約内容にかかわる変更

- ・年金支払期間の変更

● 権利者にかかわる変更

- ・保険契約者の変更
- ・死亡保険金受取人の変更
- ・年金受取人の変更
- ・後継年金受取人の変更
- ・指定代理請求特約の指定代理請求人の変更

● その他の変更等

- ・住所・電話番号等の変更
- ・保険証券・年金証書の再発行



ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

2 契約内容の変更手続のための請求書類

- ・下記の書類を当社にご提出ください。

項目	当社所定の請求書	保険契約者の印鑑証明書	保険証券	法律上有効な遺言(写し)
・積立金の移転	○	○	—	—
・年金支払期間の変更 ・年金支払開始日の変更 ・基本保険金額の増額	○	○	○	—
・保険契約者の変更 ・通知による死亡保険金受取人の変更	○	○	○	—
・遺言による死亡保険金受取人の変更	○	—	○	○
・通知による年金受取人の変更 ・通知による後継年金受取人の変更	○	○ ^{*1}	○ ^{*2}	—
・遺言による年金受取人の変更 ・遺言による後継年金受取人の変更	○	—	○ ^{*2}	○
・指定代理請求人の変更	○	○ ^{*1}	○ ^{*2}	—

*1 年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書となります。

*2 年金支払開始日以後は年金証書となります。

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。詳しくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

10 年金・保険金等の請求手続

1 年金の請求

- **年金のお支払いを開始する前に、当社からご案内を送付します。**
 - ・年金支払開始前に、当社から年金のお支払いに関するご案内とご請求に必要な書類を送付します。
 - ・年金のご請求に必要な書類は、上記ご案内送付の際にお知らせする提出期限内に必ずご提出ください。提出期限を過ぎてご提出いただいた場合、第1回の年金のお支払いが遅れることがあります。
- **第1回の年金は、年金支払開始日以後、手続完了後にお支払いします。**
 - ・所定の請求書類をご提出いただいた場合、第1回の年金(年金支払開始の際に年金を一括でお支払いする場合を含みます。)は、年金支払開始日の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。年金支払開始日当日にはお支払いできませんのでご注意ください。
 - ・ただし、年金支払開始日までに所定の請求書類が当社に到着していない場合や、到着した書類に不備があり年金支払開始日までに完備されなかった場合には、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
- **年金証書は第1回年金をお支払いする際に送付します。**
 - ・第1回年金をお支払いする際、当社は年金証書を年金受取人に送付します。ただし、年金支払開始の際に年金を一括でお支払いする場合は、年金証書は送付しません。
- **第2回目以後の年金は、原則として毎年の年金支払日にお支払いします。**
 - ・第2回目以後の年金は、毎年の年金支払日(年金支払開始日の毎年の応当日)にお支払いします。



ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまとのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

2 死亡保険金、死亡一時金の請求


- **被保険者がお亡くなりになった場合は、ただちにご連絡ください。**
 - ・被保険者がお亡くなりになった場合は、ただちに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。死亡保険金、死亡一時金のご請求に必要な書類を送付します。
- **死亡保険金、死亡一時金は、お支払いできることが確定した後にお支払いします。**
 - ・死亡保険金、死亡一時金は、当社にてご提出いただいた書類の内容を確認し、保険契約の約款に基づきお支払いできることが確定した後にお支払いします。
 - ・死亡保険金、死亡一時金は、所定の請求書類が当社に到着した日(書類に不備がある場合は完備した日)の翌日からその日を含めて5営業日以内にお支払いします。
 - ・ただし、お支払いの可否の判断にあたって、受取人、医療機関、調査機関等へ確認を行ったとき等、お支払いまでに日数がかかる場合があります。

3 年金・保険金等のお支払期限について

- 年金・保険金等のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日*の翌日から、その日を含めて5営業日以内に年金・保険金等をお支払いします。
ただし、年金・保険金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

年金・保険金等をお支払いするために確認が必要な場合	<ul style="list-style-type: none"> ①支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ②免責事由に該当する可能性がある場合 ③重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合 	➔	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">お支払期限</p> <p>請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。</p>
上記①～③の確認を行うために特別な照会や調査が必要な場合	a.医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	➔	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">お支払期限</p> <p>請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて60日以内にお支払いします。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> b.弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会が必要な場合 c.研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 d.保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人を被疑者として、捜査、起訴、その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 e.日本国外における調査が必要な場合 	➔	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">お支払期限</p> <p>請求書類が当社に到着した日*の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。</p>

*請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。



注意

年金・保険金等をお支払いするための上記の確認等に際し、保険契約者、被保険者、年金・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・保険金等をお支払いしません。

4 時効による請求権の消滅

■ 年金・保険金等を請求する権利は、3年を経過すると消滅します。

- ・年金、死亡一時金、死亡保険金または解約払戻金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかに手続きくださいますようお願いいたします。

5 年金・保険金等のご請求に関して訴訟となった場合のお取り扱い

- ・この保険契約における年金、死亡一時金、死亡保険金または解約払戻金の請求に関する訴訟については、当社の本社の所在地または保険契約者もしくは年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人(年金、死亡一時金または死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。)の住所を管轄する高等裁判所(本庁とします。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

6 年金・保険金等の請求手続のための請求書類

■ 請求書類を当社にご提出ください。

- ・所定の書類に必要な事項をご記入のうえご提出ください。当社にてご提出いただいた書類の内容を確認させていただきます。
- ・死亡証明書や戸籍関係書類等、ご請求に必要な書類の発行にかかる費用については、お客さまのご負担となります。
- ・当社にてご提出いただいた書類の内容を確認した後で、あらためて他の書類のご提出をお願いすることがあります。

項目	当社所定の請求書	被保険者の住民票	受取人の戸籍抄本	受取人の印鑑証明書	死亡証明書	保険証券	年金証書
年金 (一括支払を含みます)	○	○*1	○	○	—	△*2	○
死亡一時金 (年金の継続支払を含みます)	○	○*1	○	○	○*3	—	○
死亡保険金	○	○*1	○	○	○*3	○	—

*1 当社が必要と認めた場合は、被保険者の住民票に代えて被保険者の戸籍抄本をご提出いただくことがあります。

*2 第1回の年金のお支払いの際には年金証書ではなく保険証券が必要です。

*3 当社が認めた場合は、医師の死亡診断書または死体検案書の提出をもって、死亡証明書とします。

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。詳しくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。



注意

年金・保険金等のお支払いを請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときには消滅します。したがってこれらのご請求に際しては、すみやかに手続きをお願いいたします。

11 被保険者による保険契約者への解約の請求

・被保険者と保険契約者が異なる保険契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、保険契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けた保険契約者は、保険契約の解約を行う必要があります。

- ① 保険契約者または死亡保険金受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として死亡保険金の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ② 死亡保険金受取人がこの保険契約に基づく死亡保険金の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- ③ 上記①②の他、被保険者の保険契約者または死亡保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者が保険契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

12 死亡保険金受取人による保険契約の存続

1 差押債権者、破産管財人等による解約について

- ・保険契約者の差押債権者、破産管財人等(以下「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。ただし、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合は除きます。

2 死亡保険金受取人による保険契約の存続について

- ・債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす死亡保険金受取人は保険契約を存続させることができます。
 - ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ②保険契約者でないこと
- ・死亡保険金受取人が保険契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
 - ①保険契約者の同意を得ること
 - ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること(当社への通知についても期間内に行うこと)

3 死亡保険金受取人による保険契約の存続の手続きのための請求書類

- ・下記の書類を当社にご提出ください。

項目	当社所定の請求書	死亡保険金受取人の戸籍抄本	死亡保険金受取人の印鑑証明書	債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
死亡保険金受取人による保険契約の存続	○	○	○	○

※当社は上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。詳しくは、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

13 国際制裁先に関する対応

当社は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金のお支払いその他の利益の提供が、国際連合の安全保障理事会、日本、欧州連合、フランス、米国(とりわけ、米国財務省外国資産管理局(OFAC)や国務省が発令する措置)、その他制裁を発動する権限を有する機関により、発動・執行・強制される経済・金融・通商的制裁を課す法令・措置(個人・法人との通商禁止、資産・経済的資源の凍結・制限、あるいは特定の財産・領土に関するいかなる制裁・措置を含む)に違反する場合は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金のお支払いその他の一切の利益の提供を行いません。

14 生命保険と税金



- ・税務については、2023年1月末現在の税法・税務取扱に基づく一般的なものです。将来的に税制の改正等により計算方法・税率等が変更となり、実際のお取り扱いと記載内容が異なる場合がありますのでご注意ください。具体的な税務取扱については、税理士等の専門家または所轄の税務署等にご確認ください。
- ・2013年から2037年までの各年分の所得税にかかる基準所得税額には、復興特別所得税が課されます。

1 生命保険料控除

- お払い込みいただいた保険料は、一般の生命保険料控除の対象となります。

対象となる ご契約	納税する人が保険料を支払い、保険金受取人および年金受取人が、保険契約者ご本人あるいは配偶者、その他の親族(6親等内の血族および3親等内の姻族)であるご契約
対象となる 保険料	ご契約および増額の年の1月から12月までに払い込まれた保険料の合計額



- ・この商品は個人年金保険料控除の対象とはなりません。
- ・保険料を12月末までにお払い込みいただいた場合でも、契約日または増額日が翌年1月以降となるときは、その払い込まれた保険料は翌年の生命保険料控除の対象となります。

- 生命保険料控除をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。

- ・生命保険料控除をお受けになるには年末調整または確定申告が必要です。当社より、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、大切に保存してください。
- ・この証明書を年末調整または確定申告の際、所定の申告書に添付してご利用ください。

2 解約・一部解約の差益にかかる税金

- ・差益は所得税と住民税の対象となります。

年金種類	契約日から5年以内の解約・一部解約	契約日から5年超の解約・一部解約
確定年金	源泉分離課税(所得税+住民税)	所得税(一時所得)+住民税

3 年金にかかる税金

年金受取人	契約例			税金の種類	課税対象
	保険契約者	被保険者	受取人		
保険契約者本人の場合	本人	本人	本人	所得税(雑所得) +住民税	毎年の年金受取時に所得税(雑所得) および住民税が課税されます。
	本人	配偶者	本人		
保険契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	年金支払開始時: 贈与税 年金受取時: 所得税(雑所得) +住民税	年金支払開始日に年金受給権の評価額に対して、贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に贈与税の課税対象とされなかった部分について所得税(雑所得)および住民税が課税されます。

※保険料負担者は保険契約者とします。

4 年金支払開始時における年金の一括受取にかかる税金

年金受取人	契約例			年金種類	税金の種類
	保険契約者	被保険者	年金受取人		
保険契約者本人の場合	本人	本人	本人	確定年金	所得税(一時所得)+住民税
	本人	配偶者	本人		
保険契約者以外の場合	本人	配偶者	配偶者	確定年金	年金支払開始時に年金受給権の権利評価額に対して、贈与税が課税されます。

※保険料負担者は保険契約者とします。

5 死亡保険金にかかる税金

契約内容	契約例			税金の種類
	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	
保険契約者と被保険者が同一人の場合	本人	本人	配偶者または子	相続税
死亡保険金受取人が保険契約者本人の場合	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得)+住民税
保険契約者・被保険者・死亡保険金受取人がそれぞれ異なる場合	本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税


※保険料負担者は保険契約者とします。

15 情報提供とサービス

■ ご契約者にさまざまな方法で情報提供を行います。

方法	内容															
<p style="text-align: center;">郵送</p>  <p>※記載されている内容は2023年3月末現在のものです。送付内容、時期等が予告なく変更となる場合もありますのでご了承ください。</p>	<p>▼保険契約者にご契約内容および決算内容等についてお知らせします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #333; color: white;">送付物</th> <th style="background-color: #333; color: white;">内容</th> <th style="background-color: #333; color: white;">時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別勘定繰入のご案内</td> <td>○ご契約内容 ○特別勘定への繰入内容</td> <td>契約後、特別勘定繰入後に郵送します。</td> </tr> <tr> <td>ご契約状況のお知らせ</td> <td>○ご契約内容 ○過去1年間の特別勘定積立金額の推移等</td> <td>特別勘定での運用を行っている場合は、毎年6・12月末の契約状況を、翌月末頃に発送いたします。</td> </tr> <tr> <td>特別勘定の現状(決算のお知らせ)</td> <td>○特別勘定資産の内訳・運用収支等</td> <td>毎年7月下旬に郵送いたします。</td> </tr> <tr> <td>業績のお知らせ</td> <td>○会社の業績について等</td> <td>毎年7月下旬に郵送いたします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>*上記のほか、「特別勘定運用報告書」を定期的に郵送します。</p>	送付物	内容	時期	特別勘定繰入のご案内	○ご契約内容 ○特別勘定への繰入内容	契約後、特別勘定繰入後に郵送します。	ご契約状況のお知らせ	○ご契約内容 ○過去1年間の特別勘定積立金額の推移等	特別勘定での運用を行っている場合は、毎年6・12月末の契約状況を、翌月末頃に発送いたします。	特別勘定の現状(決算のお知らせ)	○特別勘定資産の内訳・運用収支等	毎年7月下旬に郵送いたします。	業績のお知らせ	○会社の業績について等	毎年7月下旬に郵送いたします。
送付物	内容	時期														
特別勘定繰入のご案内	○ご契約内容 ○特別勘定への繰入内容	契約後、特別勘定繰入後に郵送します。														
ご契約状況のお知らせ	○ご契約内容 ○過去1年間の特別勘定積立金額の推移等	特別勘定での運用を行っている場合は、毎年6・12月末の契約状況を、翌月末頃に発送いたします。														
特別勘定の現状(決算のお知らせ)	○特別勘定資産の内訳・運用収支等	毎年7月下旬に郵送いたします。														
業績のお知らせ	○会社の業績について等	毎年7月下旬に郵送いたします。														
<p style="text-align: center;">インターネット</p> 	<p>▼クレディ・アグリコル生命「インターネット・サービス」にご登録いただくと、ご契約内容等をご照会いただけます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>Webサイト</p> <p>https://www.ca-life.jp/</p> </div> <p>※インターネット・サービスの登録は、ご契約後に送付される保険証券に同封の「仮ユーザーID・仮パスワード通知書」を使用して、当社Webサイトからお申し込みください。</p>															
<p style="text-align: center;">電話</p> 	<p>▼情報提供サービスでご不明な点やその他ご契約内容・お支払い等に対するご質問、苦情・相談については、当社カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;">  <p style="font-size: small;">CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命</p> </div> <div style="flex: 2; background-color: #333; color: white; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">カスタマーサービスセンター</p> <p style="font-size: 2em; font-weight: bold; text-align: center;">0120-60-1221</p> <p style="font-size: small; text-align: center;">受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)</p> </div> </div>															

※当社所定の主な諸利率等については、上記カスタマーサービスセンターにお問い合わせいただくか、または、Webサイトでご確認ください。



注意

ご契約後、ご契約内容のお知らせや年金のお支払いに関するご案内等の重要なお知らせの郵送、および、お客さまのお取り引きに関する記録の保存をいたしますので、ご契約後に住所、職業等を変更された場合は、すみやかに当社カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

約款

変額個人年金保険（11）普通保険約款	P.52 ~ 71
指定代理請求特約条項	P.72 ~ 77
年金額分割払特約条項	P.78 ~ 80

変額個人年金保険（11）普通保険約款 目次

この保険の内容

1. 特別勘定および積立金	第1条 (特別勘定)
	第2条 (特別勘定の種類)
	第3条 (特別勘定の指定および特別勘定への繰入)
	第4条 (積立金)
	第5条 (積立金の移転)
	第6条 (特別勘定の廃止、統合、新設または内容変更)
2. 責任開始期	第7条 (会社の責任開始期)
	第8条 (保険証券)
3. 保険料の払込	第9条 (保険料の払込)
4. 用語の意義	第10条 (用語の意義)
5. 年金の支払	第11条 (年金の種類)
	第12条 (年金額)
	第13条 (年金または死亡一時金の支払)
	第14条 (年金の継続支払)
	第15条 (年金受取人)
	第16条 (後継年金受取人)
	第17条 (年金証書)
	第18条 (年金の一括支払)
6. 死亡保険金の支払	第19条 (死亡保険金額)
	第20条 (死亡保険金の支払)
7. 年金、死亡一時金または死亡保険金の請求、支払時期および支払場所	第21条 (年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)
	第22条 (年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)
8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効	第23条 (詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)
9. 重大事由による解除	第24条 (重大事由による解除)
10. 契約内容の変更	第25条 (基本保険金額の増額)
	第26条 (年金の種類等の変更)
	第27条 (年金支払開始日の変更)
11. 解約および払戻金	第28条 (解約)
	第29条 (一部解約)
	第30条 (払戻金)
	第31条 (死亡保険金受取人による保険契約の存続)
12. 年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の変更	第32条 (会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)
	第33条 (遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更)
	第34条 (年金受取人または後継年金受取人の死亡)
	第35条 (会社への通知による死亡保険金受取人の変更)
	第36条 (遺言による死亡保険金受取人の変更)
	第37条 (死亡保険金受取人の死亡)
13. 保険契約者	第38条 (保険契約者の変更)
	第39条 (保険契約者の連帯の禁止)
14. 年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表者	第40条 (年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表者)
15. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理	第41条 (年齢の計算)
	第42条 (年齢または性別の誤りの処理)
16. 保険契約者の住所の変更	第43条 (保険契約者の住所の変更)
17. 契約者配当	第44条 (契約者配当)
18. 時効	第45条 (時効)
19. 管轄裁判所	第46条 (管轄裁判所)
20. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱	第47条 (特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)
21. 国際制裁先に関する対応	第48条 (国際制裁先に関する対応)

別表1 請求書類

変額個人年金保険（11）普通保険約款

この保険の内容

この保険は、特別勘定の運用実績にもとづき年金額を定める仕組の保険料一時払の保険であり、次の給付を主な内容とするものです。

(1) 年金および死亡一時金

年金の種類	給付内容	
確定年金	年金	年金支払開始日以後、年金支払期間中、被保険者が生存している限り支払います。
	死亡一時金	被保険者が年金支払期間中に死亡したときは、残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額を支払います。
保証期間付 終身年金	年金	年金支払開始日以後、被保険者が生存している限り支払います。
	死亡一時金	被保険者が年金保証期間中に死亡したときは、残存年金保証期間中の未払年金の現価相当額を支払います。

(2) 死亡保険金

被保険者が、年金支払開始日前に死亡したときに支払います。

1. 特別勘定および積立金

第1条(特別勘定)

1. 会社は、変額個人年金保険契約の資産を運用するために特別勘定を設定し、会社が別に定める運用方法にもとづいて運用します。また、特別勘定で管理されている資産(以下、「特別勘定資産」といいます。)を、毎日会社の定める評価方法により評価します。
2. 前項の特別勘定資産からの利益および損失は、他の勘定の資産の運用による利益および損失にかかわらず、この保険契約に割り当て、その特別勘定に属する会社が指定した種類以外の保険契約に割り当ててはなりません。ただし、特別勘定資産中の他の勘定の持分に対応する利益および損失を除きます。
3. 保険契約者は、特別勘定資産の運用方法については、一切の指図はできません。
4. 年金支払開始日以後は、特別勘定による運用は行いません。

第2条(特別勘定の種類)

1. 特別勘定の種類は、会社が別に定める範囲内の種類とします。
2. 会社は、1または2以上の特別勘定を1つの特別勘定グループとして定め、1または2以上の特別勘定グループを設けます。
3. 保険契約者は、契約した特別勘定グループに含まれない特別勘定について、第3条(特別勘定の指定および特別勘定への繰入)による特別勘定の指定ならびに第5条(積立金の移転)および第6条(特別勘定の廃止、統合、新設または内容変更)による積立金の移転はできません。

第3条(特別勘定の指定および特別勘定への繰入)

1. 保険契約者は、保険契約締結の際、特別勘定を1または2以上指定するものとします。
2. 会社は、一時払保険料を、次の各号のいずれか遅い日(以下、「特別勘定繰入日」といいます。)末に特別勘定に繰り入れます。
 - (1) 第7条(会社の責任開始期)第2項に定める契約日
 - (2) 保険契約の申込日からその日を含めて8日目

3. 保険契約者は、保険契約締結の際、2以上の特別勘定を指定した場合には、会社の定める範囲内で、各特別勘定への繰入割合を指定するものとします。

第4条(積立金)

1. 積立金とは、特別勘定資産のうち、この保険契約にかかわる部分のことをいい、特別勘定資産の運用実績により増減します。
2. 積立金額は、毎日末の特別勘定資産から、会社の定める契約管理費用および危険保険料を差し引いて算出されます。なお、危険保険料とは危険保険金額(基本保険金額から積立金額(増額日である場合は増額保険料を含みます。))を差し引いた額(当該金額が負の場合には零とします。))のことをいいます。)に対して会社の定める危険保険料率を乗じて算出されるものとします。

第5条(積立金の移転)

1. 保険契約者は、特別勘定繰入日の翌日以後年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、特別勘定の積立金を他の特別勘定に移転することができます。
2. 保険契約者が前項の積立金の移転を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
3. 第1項の積立金の移転は、会社の定める移転日の翌日から効力を生じるものとします。積立金の移転を行ったときは、保険契約者に通知します。
4. 積立金の移転後、移転元の特別勘定の積立金額が会社の定める金額を下回ることとなる場合は、その特別勘定の積立金も保険契約者により指定された移転割合にもとづいて移転する積立金に含めて移転を取り扱うものとします。
5. 積立金の移転回数が1保険年度において15回をこえた場合には、1回の移転について、会社の定める特別移転費用を、移転する積立金から差し引きます。
6. 本条の積立金の移転が特別勘定の資産の運用に及ぼす影響が大きいと会社が認めるときは、会社は、最長6か月の範囲内で、積立金の移転を延期することができます。

第6条(特別勘定の廃止、統合、新設または内容変更)

1. 会社は、将来この保険のために設置された特別勘定を、関係法令等の改正または効率的な資産運用が困難な状況となる等の理由により、廃止または2以上の特別勘定を統合することができます。また、将来この保険のために、特別勘定グループに新たに設定された特別勘定は、その設定前に締結された保険契約においても会社の定める範囲内で、積立期間中に限り利用できるものとします。
2. 特別勘定を廃止または統合する場合、会社は、特別勘定を廃止または統合する日の2か月前までに保険契約者に次の各号に掲げる事項を通知します。
 - (1) 特別勘定を廃止する場合には廃止する特別勘定の名称
 - (2) 2以上の特別勘定を統合する場合には統合によって廃止される特別勘定の名称
 - (3) 特別勘定の廃止日または統合日
 - (4) 廃止する特別勘定の積立金を移転できる特別勘定の名称
 - (5) 保険契約者が、廃止する特別勘定の積立金を移転する特別勘定の指定を行わない場合の会社が定める移転先特別勘定の名称
3. 保険契約者は、会社の定める方法により、積立金を移転する特別勘定を、前項第4号に定める範囲内で指定してください。この指定がなかった場合には、前項第5号に定める特別勘定が指定されたものとみなします。
4. 会社は、廃止日または統合日末に、廃止される特別勘定の積立金を前項の規定により指定さ

れた特別勘定に移転します。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。

5. 特別勘定の廃止または統合に伴う積立金の移転は、第5条(積立金の移転)第5項に定める移転回数には含めません。
6. 特別勘定が廃止または統合される場合の廃止される特別勘定への第5条(積立金の移転)の規定による積立金の移転については、第5条(積立金の移転)第1項の規定にかかわらず、移転日が、特別勘定の廃止日または統合日の1か月以上前(1か月前の日を含みます。)となる場合に限り取り扱います。
7. 会社は、特別勘定について、運用が困難となる状況や運用内容の変更等があり、効率的な資産運用のため必要と認めた場合には、特別勘定の内容および特別勘定の主な投資先を変えることがあります。この場合、会社は、変更する日の2か月前までに保険契約者にその内容を通知します。

2. 責任開始期

第7条(会社の責任開始期)

1. 会社は、保険契約の申込を承諾する前に一時払保険料に相当する金額(以下、「一時払保険料相当額」といいます。)を受け取ります。会社が申込を承諾したときは、会社は、一時払保険料相当額を受け取った時にさかのぼって保険契約上の責任を負います。
2. 会社が保険契約の申込を承諾した日を契約日とし、保険期間は、契約日からその日を含めて計算します。
3. 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険証券の発行をもって承諾の通知に代えます。

第8条(保険証券)

1. 第7条(会社の責任開始期)第3項に規定する保険証券には、次の各号に定める事項を記載します。
 - (1) 会社名
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 死亡保険金受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 年金支払開始日および年金支払期間
 - (6) 基本保険金額
 - (7) 保険料およびその払込方法
 - (8) 契約日
 - (9) 保険証券を作成した年月日
2. 前項の保険証券は、保険契約の締結時に限り発行します。

3. 保険料の払込

第9条(保険料の払込)

この保険契約の保険料払込方法は一時払のみとし、保険契約者は、会社の指定する金融機関等の口座に払い込むことを要します。

4. 用語の意義

第10条(用語の意義)

この保険契約において使用される用語の意義はそれぞれ次のとおりとします。

用語	意義
基本保険金額	積立金額の運用実績にかかわらず、死亡保険金が最低保証される額をいい、一時払保険料と同額とします。ただし、保険契約締結後にその額が変更されたときは、変更日以後はその変更後の額をいいます。
年金支払開始日	被保険者の年齢が、年金支払開始年齢に到達する契約日の年単位の応当日(以下、「契約応当日」といいます。)をいいます。
年金支払日	年金支払開始日およびその後に到来する年金支払期間中の年金支払開始日の年単位の応当日をいいます。
年金原資	年金支払開始日の前日における将来の年金を支払うために必要な原資のことをいいます。

5. 年金の支払

第11条(年金の種類)

この保険契約の年金の種類は次の各号のいずれかとし、保険契約締結の際、保険契約者の申出により定めます。

- (1) 確定年金
- (2) 保証期間付終身年金

第12条(年金額)

1. 年金額は、年金支払開始日の前日における積立金額(以下、「年金原資額」といいます。)にもとづき、年金支払開始日における会社の定める率により計算します。
2. 第1回の年金額が会社の定める最低金額に満たないときは、会社は、年金の支払を行わず、年金原資額を保険契約者に支払い、保険契約は消滅します。
3. 第1回の年金額が会社の定める上限の額をこえるときは、年金額は会社の定める上限の額とし、この金額をこえる部分については、その部分に対応する年金原資額を一時に年金受取人に支払います。

第13条(年金または死亡一時金の支払)

1. 年金または死亡一時金の支払事由が生じたときは、会社は、その支払事由に応じて年金または死亡一時金をその受取人に支払います。
2. 前項の年金または死亡一時金ならびにそれぞれに対応する支払事由、支払額および受取人は次のとおりです。

名称	支払事由		支払額	受取人
確定年金	年金	被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているとき	第12条(年金額)に定める年金額	年金受取人
	死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後年金支払期間中の最終の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額	
保証期間付終身年金	年金	被保険者が年金支払日に生存しているとき	第12条(年金額)に定める年金額	
	死亡一時金	被保険者が年金支払開始日以後年金保証期間中の最終の年金支払日の前日までの間に死亡したとき	残存年金保証期間中の未払年金の現価相当額	

- 年金受取人が被保険者で、前2項の規定により死亡一時金を支払う場合には、第16条(後継年金受取人)に規定する後継年金受取人に支払います。
- 前3項の規定にかかわらず、すでに第18条(年金の一括支払)の規定による年金の一括支払がなされている場合には、死亡一時金は支払いません。
- 被保険者が死亡したことにより第2項に定める死亡一時金が支払われた場合には、保険契約は消滅します。ただし、第14条(年金の継続支払)の規定により、年金を継続して支払うときを除きます。

第14条(年金の継続支払)

第13条(年金または死亡一時金の支払)の規定により被保険者が死亡した場合に死亡一時金を支払うときは、年金受取人はその支払に代えて年金の継続支払を請求することができます。この場合、会社は、次に定める時までの間に支払うべき年金を引き続き支払い、最終の年金の支払と同時に保険契約は消滅します。

- 確定年金の場合
年金支払開始日以後の年金支払期間中の最終の年金支払日
- 保証期間付終身年金の場合
年金支払開始日以後の年金保証期間中の最終の年金支払日

第15条(年金受取人)

- この保険契約において、年金受取人は被保険者とします。ただし、保険契約者は、被保険者の同意を得て、年金受取人を保険契約者とすることができます。
- 年金受取人は、年金支払開始日に、保険契約者から保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第16条(後継年金受取人)

- 保険契約者は、保険契約締結の際、被保険者の同意および会社の承諾を得て、年金受取人が死亡したときにその年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継すべき者(以下、「後継年金受取人」といいます。)を指定することができます。
- 保険契約者による後継年金受取人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。

3. 年金支払開始日以後、年金受取人が死亡した場合には、後継年金受取人が年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。(以後、後継年金受取人が年金受取人になるものとします。)
4. 前項の場合、年金受取人の死亡時に、後継年金受取人が指定されていないときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人として、前項の取扱をします。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人
5. 前2項の規定にかかわらず、故意に年金受取人または先順位者もしくは同順位者を死亡させた者は、後継年金受取人としての取扱を受けることができません。
6. 年金受取人の保険契約上の一切の権利義務を承継した後継年金受取人は、その承継の際、被保険者の同意(承継前において年金受取人と被保険者が同じ場合を除きます。)を得て、新たに、後継年金受取人を指定することができます。

第17条(年金証書)

会社は第1回の年金を支払う際に、年金証書を年金受取人に発行します。

第18条(年金の一括支払)

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、別表1に定める書類を会社に提出して将来の年金の支払に代えて、次の各号に定める金額を請求することができます。ただし、年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、年金保証期間中の最終の年金支払日以前に限るものとします。
 - (1) 確定年金
残存年金支払期間中の未払年金の現価相当額(年金支払開始日に一括支払をする場合は年金原資額と同額)
 - (2) 保証期間付終身年金
残存年金保証期間中の未払年金の現価相当額
2. 年金の一括支払が行われたときは、年金の種類に応じて、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 確定年金
保険契約は一括支払した時に消滅します。
 - (2) 保証期間付終身年金
 - ①被保険者が、年金保証期間経過後の年金支払日に生存しているときは、第13条(年金または死亡一時金の支払)の規定にもとづき年金保証期間経過後の年金を支払います。
 - ②年金の一括支払が行われた後、年金保証期間中に被保険者が死亡した場合には、保険契約は被保険者の死亡時に消滅します。
 - ③第14条(年金の継続支払)の規定により、年金の継続支払を行っている場合は、保険契約は一括支払した時に消滅します。
3. 本条の規定により年金の一括支払が行われ、かつ、保険契約が消滅しないときは、年金証書に表示します。

6. 死亡保険金の支払

第19条(死亡保険金額)

1. 死亡保険金の額は、被保険者の死亡した日(以下、「死亡日」といいます。)における次の各号のうち、いずれか大きい額とします。
 - (1) 積立金額

(2) 基本保険金額

2. 死亡日が特別勘定繰入日前である場合、前項の規定にかかわらず、死亡保険金の額は死亡日における基本保険金額とします。

第20条(死亡保険金の支払)

1. 死亡保険金の支払事由が生じたときは、会社は、死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由に該当するときは、支払いません。
2. 前項の死亡保険金ならびにそれに対応する支払事由、支払額、受取人および免責事由は次のとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	免責事由
死亡保険金	被保険者が、年金支払開始日前に死亡したとき	第19条(死亡保険金額)に定める死亡保険金の額	死亡保険金受取人	被保険者が次のいずれかにより死亡したとき (1) 責任開始の日(基本保険金額の増額が行われたときはその増額部分についてはその増額の際の責任開始の日)からその日を含めて2年以内の自殺 (2) 死亡保険金受取人の故意 (3) 保険契約者の故意 (4) 戦争その他の変乱

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、会社が死亡したものと認めるときは、被保険者が死亡したときに準じて取り扱います。
4. 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、その受取人が受け取るべき金額のみを免責とし、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の積立金を保険契約者に支払います。
5. 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合でも、その原因により死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その影響の程度に応じ、死亡保険金を全額支払い、または削減して支払います。
6. 免責事由に該当して死亡保険金を支払わない場合には、会社は、保険契約者に死亡日の積立金(死亡日が特別勘定繰入日前である場合、基本保険金額)を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは、死亡日の払戻金を支払います。

7. 年金、死亡一時金または死亡保険金の請求、支払時期および支払場所

第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)

1. 年金、死亡一時金または死亡保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者または支払事由が生じた年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
2. 支払事由が生じた年金、死亡一時金または死亡保険金の受取人は、すみやかに別表1に定める書類を会社に提出してその支払を請求してください。

第22条(年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)

1. 年金、死亡一時金または死亡保険金(以下、本条において「死亡保険金等」といいます。)は、第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日の翌日

からその日を含めて5営業日以内に、会社の本社で支払います。

2. 死亡保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までには会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、死亡保険金等を支払うべき期限は、第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。この場合、会社は、死亡保険金等を請求した者に通知します。
 - (1) 死亡保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
被保険者の生存または死亡の事実の有無
 - (2) 死亡保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
死亡保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前号に定める事項、第24条(重大事由による解除)第1項第3号①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人もしくは後継年金受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金等の請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金等の請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、死亡保険金等を支払うべき期限は、第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。この場合、会社は、死亡保険金等を請求した者に通知します。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号または第3号に定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項各号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的技術的な特別の調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項各号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項各号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金等を支払いません。

8. 詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効

第23条(詐欺による取消しおよび不法取得目的による無効)

1. 保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人もしくは後継年金受取人の詐欺により、保険契約を締結したときまたは基本保険金額を増額したときは、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
2. 保険契約者が死亡保険金を不法に取得する目的もしくは他人に死亡保険金を不法に取得させる目的をもって、保険契約を締結したときまたは基本保険金額を増額したときは、保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

9. 重大事由による解除

第24条(重大事由による解除)

1. 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
 - (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 - (2) この保険契約の年金、死亡一時金または死亡保険金(以下、本条において「死亡保険金等」といいます。)の請求に関し、死亡保険金等の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 - (3) 保険契約者、被保険者または死亡保険金等の受取人が、次のいずれかに該当する場合
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 死亡保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (4) 会社の保険契約者、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前3号に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
2. 会社は、死亡保険金等の支払事由が生じた後でも、前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による死亡保険金等(前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が死亡保険金等の受取人のみであり、その死亡保険金等の受取人が死亡保険金等の一部の受取人であるときは、死亡保険金等のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金等をいいます。以下、本項について同じ。)を支払いません。なお、この場合に、すでに死亡保険金等を支払っていたときは、その返還を請求します。また、前項第3号のみに該当した場合で、前項第3号①から⑤までに該当した者が年金の受取人のみであり、その年金の受取人が年金の一部の受取人であるときは、保険契約のうち、その受取人に支払われるべき年金に該当する部分を解除するものとします。
3. 本条の規定により保険契約を解除するときは、保険契約者に対して通知します。ただし、保険契約者が不明であるか、もしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由により保険契約者に通知できないときには、被保険者、死亡保険金受取人、年金受取人または後継年金受取人に通知します。
4. 本条の規定により保険契約を解除した場合、払戻金があるときは、会社は、これを保険契約者に支払います。この場合の払戻金の額は、被保険者が死亡した場合は死亡日の、それ以外の場合は会社が解除の通知を発信した日に解約の請求を受け付けたものとして計算した払戻金の額(年金支払開始日以後は、年金の一括支払の請求を受け付けたものとして計算した支払額)とします。
5. 前項の規定にかかわらず、第1項第3号の規定によって保険契約を解除した場合で、死亡保険金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し死亡保険金等を支払わないときまたは保険契約の一部を解除したときは、保険契約のうち支払われない死亡保険金等に対応する部分または保険契約の一部を解除される部分に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の払戻金を保険契約者に支払います。

10. 契約内容の変更

第25条(基本保険金額の増額)

1. 保険契約者は、特別勘定繰入日の翌日以後年金支払開始日前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、基本保険金額を増額することができます。
2. 保険契約者が本条の基本保険金額の増額を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
3. 本条の規定により基本保険金額を増額するときは、保険契約者から払い込まれた増額保険料と同額を基本保険金額の増額金額とします。
4. 保険契約者は、本条の基本保険金額の増額の際、会社の定める範囲内で、特別勘定を1または2以上指定するものとします。
5. 保険契約者は、本条の基本保険金額の増額の際、2以上の特別勘定を指定した場合には、会社の定める範囲内で、各特別勘定への繰入割合を指定するものとします。
6. 保険契約者は、会社が第1項の基本保険金額の増額を承諾する前に増額保険料に相当する金額を会社の指定する金融機関等の口座に払い込むことを要します。会社が基本保険金額の増額を承諾したときは、会社は、その増額部分について増額保険料に相当する金額を受け取った時にさかのぼって保険契約上の責任を負います。
7. 増額保険料を特別勘定に繰り入れる日は、前項の増額を承諾した日(以下、「増額日」といいます。)とし、その日末に繰り入れます。
8. 本条の規定により基本保険金額を増額した場合、増額前の基本保険金額に、増額金額を加えた額を新たな基本保険金額として、その増額日以後適用します。
9. 前2項の規定にかかわらず、第6項による増額部分の責任開始の日から増額日の前日までの間に被保険者が死亡した場合、第19条(死亡保険金額)第1項および第20条(死亡保険金の支払)第6項の適用に際しては増額保険料を加えた額とします。
10. 基本保険金額の増額が行われたときは、保険契約者に通知します。

第26条(年金の種類等の変更)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の定める範囲内で、年金の種類、年金支払期間または年金保証期間(以下、「年金の種類等」といいます。)を変更することができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
3. 年金の種類等の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

第27条(年金支払開始日の変更)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、会社の承諾を得て、年金支払開始日を変更することができます。ただし、変更後の年金支払開始日は、会社の定める範囲内とし、年金支払開始日を繰り上げる場合は、契約日または最後の増額日から変更後の年金支払開始日までの期間は会社の定める年数以上あることを要します。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
3. 年金支払開始日の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

11. 解約および払戻金

第28条(解約)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、将来に向かって保険契約を解約し、払戻金を請求す

ることができます。

2. 保険契約者が本条の解約を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。保険契約の解約は、解約の書類を会社が受け付けた日の翌営業日(以下、「解約日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。

第29条(一部解約)

1. 保険契約者は、特別勘定繰入日の翌日以後年金支払開始日前に限り、将来に向かって保険契約の一部を解約し、払戻金を請求することができます。この場合、保険契約者は、会社の定める範囲内で一部解約請求金額を指定してください。
2. 保険契約者が本条の一部解約を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。保険契約の一部解約は、一部解約の書類を会社が受け付けた日の翌営業日(以下、「一部解約日」といいます。)の翌日から効力を生じるものとします。
3. 2以上の特別勘定により積立金を運用している場合で、一部解約を行うときは、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 金融市場型特別勘定を含む2以上の特別勘定により積立金を運用している場合
先に金融市場型特別勘定の積立金を減額させ、一部解約請求金額がこの減額させる積立金額をこえる場合は、その差額部分については、金融市場型以外の各特別勘定の積立金額が、一部解約日の積立金額の割合に応じて減額されます。
 - (2) 前号以外の場合
各特別勘定の積立金額が、一部解約日の積立金額の割合に応じて減額されます。
4. 第1項の規定にかかわらず、一部解約日の積立金額が会社の定める金額に満たないときは、一部解約は取り扱いません。
5. 一部解約後の積立金額が会社の定める金額に満たない場合には、会社は、第30条(払戻金)第1項第2号の規定にもとづき差額調整を行ったうえで一部解約を取り扱います。
6. 本条の規定により保険契約の一部解約を行う場合、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額(前項の場合、差額調整後の金額)の割合に応じて基本保険金額が減額されるものとし、その一部解約日の翌日以後、減額された基本保険金額を適用します。
7. 第2項の規定にかかわらず、一部解約日が年金支払開始日の前日の場合は、第12条(年金額)に定める年金原資額は一部解約によって減額された積立金額とします。
8. 保険契約の一部解約が行われたときは、保険契約者に通知します。

第30条(払戻金)

1. 払戻金の額は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 第28条(解約)の規定により保険契約を解約する場合
解約日の積立金額から、解約控除額を差し引いた金額
 - (2) 第29条(一部解約)の規定により保険契約を一部解約する場合
一部解約請求金額(ただし、一部解約日の一部解約後の積立金額が会社の定める金額に満たないときは、一部解約後の積立金額が会社の定める金額以上となるように一部解約請求金額を差額調整した金額とします。以下第2項において同じ。)から、解約控除額を差し引いた金額
2. 前項の解約控除額は、次の各号のとおりとします。
 - (1) 第28条(解約)の規定により保険契約を解約する場合
基本保険金額に、契約日(増額が行われた場合は増額部分は増額日)から解約日までの年数に応じた会社の定める率を乗じた金額
 - (2) 第29条(一部解約)の規定により保険契約を一部解約する場合
基本保険金額に、一部解約日の積立金額に対する一部解約請求金額の割合を乗じた金額

に、契約日(増額が行われた場合は増額部分は増額日)から一部解約日までの年数に応じた会社の定める率を乗じた金額

3. 第1項第1号の場合で、解約日が特別勘定繰入日前となるときは、第1項第1号の規定にかかわらず、払戻金の額は、解約日の基本保険金額とします。
4. 払戻金は、別表1に定める書類が会社に到着した日の翌日からその日を含めて5営業日以内に会社の本社で支払います。ただし、会社は、払戻金の支払がこの保険の特別勘定資産の運用に及ぼす影響が大きいと認めるときは、最長6か月の範囲内で、払戻金の支払を延期することができます。この場合、払戻金に会社の定めた利率で計算した利息をつけて支払います。

第31条(死亡保険金受取人による保険契約の存続)

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者(以下、「債権者等」といいます。)による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時ににおいて次の各号のすべてを満たす死亡保険金受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
 - (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 - (2) 保険契約者でないこと
3. 前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
4. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金受取人に支払います。
5. 第1項の解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過する日までに年金支払開始日が到来する場合には、前項までの規定は適用しません。

12. 年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の変更

第32条(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、年金受取人を変更することができます。
2. 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。ただし、年金支払開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限るものとします。
3. 保険契約者は、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、後継年金受取人を変更することができます。
4. 保険契約者が第1項または前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券または年金証書に表示します。
5. 第1項または第3項の通知が会社に到達する前に変更前の年金受取人または後継年金受取人に年金または死亡一時金を支払ったときは、その支払い後に変更後の年金受取人または後継年金受取人からその年金または死亡一時金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第33条(遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更)

1. 第32条(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)に定めるほか、保険

契約者は、法律上有効な遺言により、年金受取人を変更することができます。

2. 変更後の年金受取人は保険契約者または被保険者のうちから指定することを要します。ただし、年金支払開始日以後は、変更後の年金受取人は被保険者に限るものとします。
3. 第1項の年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
4. 第32条(会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、法律上有効な遺言により、後継年金受取人を変更することができます。
5. 前項の後継年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
6. 第1項による年金受取人の変更または第4項による後継年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
7. 前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券または年金証書に表示します。

第34条(年金受取人または後継年金受取人の死亡)

1. 年金支払開始日前に年金受取人が死亡したときは、その法定相続人を年金受取人とします。
2. 年金支払開始日以後、後継年金受取人が死亡したときは、会社は、次の各号の者を後継年金受取人として取り扱います。この場合、第16条(後継年金受取人)第5項および第6項の規定を適用します。
 - (1) 被保険者
 - (2) 前号に該当する者がいない場合
被保険者の配偶者
 - (3) 前2号に該当する者がいない場合
年金受取人の法定相続人
3. 第1項または前項第3号の規定により年金受取人または後継年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第1項または前項第3号の規定により年金受取人または後継年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人または後継年金受取人を年金受取人または後継年金受取人とします。
4. 本条の規定により年金受取人または後継年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第35条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 保険契約者が前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。
3. 第1項の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

第36条(遺言による死亡保険金受取人の変更)

1. 第35条(会社への通知による死亡保険金受取人の変更)に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
2. 前項の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。

3. 前2項による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。
4. 前項の通知をするときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。この場合、会社は、保険証券に表示します。

第37条(死亡保険金受取人の死亡)

1. 死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
2. 前項の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
3. 前2項により死亡保険金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

13. 保険契約者

第38条(保険契約者の変更)

1. 保険契約者は、年金支払開始日前に限り、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が本条の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
3. 本条の変更を行ったときは、保険証券に表示します。

第39条(保険契約者の連帯の禁止)

この保険の保険契約者は、1人に限るものとし、複数の者が連帯して保険契約者となることはできません。

14. 年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表者

第40条(年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の代表者)

1. 年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人が2人以上いるときは、各代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人を代理するものとします。また、代表者を定めた後は、その代表者が死亡したときに限り、あらためて代表者1人を定めてください。
2. 前項の代表者が定まらないとき、またはその所在が不明のときは、会社が年金受取人、後継年金受取人または死亡保険金受取人の1人に対してした行為は、他の者に対しても効力を生じるものとします。

15. 年齢の計算、年齢または性別の誤りの処理

第41条(年齢の計算)

被保険者の年齢は、満年で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。

第42条(年齢または性別の誤りの処理)

1. 保険契約申込書(会社所定の電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通

信の技術を利用する方法のことをいいます。)による場合を含みます。以下、本条において同じ。)に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、次のとおりとします。

(1) 誤りが発見された日が年金支払開始日前である場合

実際の年齢にもとづく被保険者の契約年齢が会社の定める範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料(一部解約による払戻があった場合はその金額を差し引いた金額とします。以下、本条において同じ。)を被保険者に対し精算し、その他のときは実際の年齢にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとし、す。

(2) 誤りが発見された日が年金支払開始日以後である場合

実際の年齢にもとづく被保険者の年金支払開始日の年齢が会社の定める範囲外のときは、会社は、保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた一時払保険料からすでに支払われた年金の合計額を差し引いた金額を年金受取人に対し精算し、その他のときは実際の年齢にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとし、す。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、実際の性別にもとづいて会社の定める方法により保険契約を継続させるものとし、す。

16. 保険契約者の住所の変更

第43条(保険契約者の住所の変更)

1. 保険契約者(年金支払開始日以後は年金受取人。以下、本条において同じ。)が住所または通信先を変更したときは、すみやかに会社に通知してください。
2. 保険契約者が前項の通知をしなかったときは、会社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

17. 契約者配当

第44条(契約者配当)

この保険契約に対する契約者配当はありません。

18. 時効

第45条(時効)

年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金を請求する権利は、これらを行行使することができる時から3年間行使しないときは消滅します。

19. 管轄裁判所

第46条(管轄裁判所)

この保険契約における年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険契約者もしくは年金、死亡一時金もしくは死亡保険金の受取人(年金、死亡一時金または死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とし、す。)の住所地を管轄する高等裁判所(本庁とし、す。)の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とし、す。

20. 特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱

第47条(特別勘定資産の正常な評価ができない場合の取扱)

1. 会社は、天災、戦争その他の変乱、火災またはシステムの障害、その他これらに準じる突発的な異常事態により特別勘定資産の正常な評価ができない場合、その特別勘定について、正常な評価ができなくなった日から正常な評価ができるようになった日の前日までの期間(以下、「取引停止期間」といいます。)中、次の各号に定める取扱をします。
 - (1) 第5条(積立金の移転)および第6条(特別勘定の廃止、統合、新設または内容変更)の取扱
取引停止期間中、当該特別勘定からの積立金の移転または当該特別勘定への積立金の移転を含む積立金の移転の請求について受付を行わず、すでに行われたその請求は、すべてなかったものとして取り扱います。
 - (2) 第7条(会社の責任開始期)の取扱
取引停止期間中、当該特別勘定に一時払保険料を繰り入れる保険契約の申込の受付および一時払保険料の払込の受付を行わず、すでに行われた申込および払込は、すべてなかったものとして取り扱い、払込金を返還します。
 - (3) 第12条(年金額)の取扱
 - ①取引停止期間中、当該特別勘定の積立金を含む保険契約の年金支払開始日が到来した場合、年金額の計算に際しては、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、年金支払開始日の前日における積立金額とします。
 - ②年金支払開始日が正常な評価ができるようになった日と同日となる場合、本号①と同様に取り扱います。
 - ③本号①の場合で、年金または死亡一時金の請求書類を会社が受け付けた日が正常な評価ができるようになった日の前日までのときは、第22条(年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)の規定中、「第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日」を「正常な評価ができるようになった日」と読み替えて同条の規定を適用します。
 - (4) 第19条(死亡保険金額)および第20条(死亡保険金の支払)の取扱
 - ①取引停止期間中、当該特別勘定の積立金を含む保険契約の死亡保険金の支払事由が生じた場合、死亡保険金の額の計算に際しては、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、死亡日における積立金額として、死亡保険金の額を判定します。
 - ②取引停止期間中、当該特別勘定の積立金を含む保険契約において、被保険者が死亡した場合で、免責事由に該当したことによって死亡保険金が支払われないときに支払われる死亡日の積立金の額は、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、死亡日における積立金額とします。また、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときに支払われる払戻金の額は、本②に定める積立金額にもとづき計算します。
 - ③本号①の場合で、死亡保険金の請求書類を会社が受け付けた日が取引停止期間中のときは、死亡日の基本保険金額相当額を支払います。その後、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日において計算された積立金額にもとづき判定された死亡保険金の額がすでに支払われた基本保険金額相当額を上回る場合には、その差額を支払います。
 - ④本号③において差額を支払うこととなる場合は、当該支払については、第22条(年金、死亡一時金または死亡保険金の支払時期および支払場所)の規定中、「第21条(年金、死亡一時金または死亡保険金の請求)第2項の書類が会社に到着した日」を「正常な評価ができるようになった日」と読み替えて同条の規定を適用します。

- (5) 第25条(基本保険金額の増額)の取扱
取引停止期間中、当該特別勘定に増額保険料を繰り入れる基本保険金額の増額の請求の受付および増額保険料の払込の受付を行わず、すでに行われたその請求および払込は、すべてなかったものとして取り扱い、払込金を返還します。
- (6) 第28条(解約)および第30条(払戻金)の取扱
- ①取引停止期間中、当該特別勘定の積立金を含む保険契約について保険契約の解約の請求書類を会社が受け付けた場合、払戻金の額の計算に際しては、当該特別勘定の積立金部分については、正常な評価ができるようになった日の翌営業日における積立金額とし、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、保険契約の解約の請求書類を会社が受け付けた日の翌営業日の積立金額とします。
- ②本号①の場合、当該特別勘定以外の特別勘定の積立金部分については、一部解約がなされたものとして取り扱います。また、当該特別勘定の積立金部分については、保険契約者は、正常な評価ができるようになった日までに、解約の中止を申し出ることができません。この場合、当該特別勘定の積立金部分については、解約の請求がなかったものとして取り扱います。ただし、解約の中止後の積立金額が会社の定める金額に満たないときは、解約の中止は取り扱いません。
- ③本号①の場合、当該特別勘定部分の払戻金の支払については、第30条(払戻金)第4項の規定中、「別表1に定める書類が会社に到着した日」を「正常な評価ができるようになった日」と読み替えて同条同項の規定を適用します。
- (7) 第29条(一部解約)の取扱
取引停止期間中、当該特別勘定の積立金を含む保険契約の一部解約の請求について受付を行わず、すでに行われたその請求は、すべてなかったものとして取り扱います。
2. 会社は、本条の取扱をした場合、会社の定める方法により、ただちにその旨を公表します。

21. 国際制裁先に関する対応

第48条(国際制裁先に関する対応)

会社は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の支払その他の利益の提供が、国際連合の安全保障理事会、日本、欧州連合、フランス、米国(とりわけ、米国財務省外国資産管理局(OFAC)や国務省が発令する措置)、その他制裁を発動する権限を有する機関により、発動・執行・強制される経済・金融・通商的制裁を課す法令・措置(個人・法人との通商禁止、資産・経済的資源の凍結・制限、あるいは特定の財産・領土に関するいかなる制裁・措置を含む)に違反する場合は、この保険契約による年金、死亡一時金、死亡保険金または払戻金の支払その他の一切の利益の提供を行いません。

別表1 請求書類

(1) 年金・死亡一時金・死亡保険金の請求書類

項目	請求書類
1. 年金 (一括支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (3) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (4) 年金証書(第1回の年金の支払の場合には保険証券)
2. 死亡一時金 (年金の継続支払を含みます。)	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 年金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 年金証書
3. 死亡保険金	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の死亡証明書(ただし、会社が認めた場合は医師の死亡診断書または死体検案書) (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (5) 保険証券

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

(2) その他の請求書類

項目	請求書類
1. 積立金の移転(第5条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書
2. 基本保険金額の増額(第25条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
3. 年金の種類等の変更(第26条) 年金支払開始日の変更(第27条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
4. 解約(第28条) 一部解約(第29条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
5. 死亡保険金受取人による保険契約の存続(第31条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 死亡保険金受取人の戸籍抄本および印鑑証明書 (3) 債権者等に支払うべき金額を支払ったことを証する書類
6. 会社への通知による年金受取人または後継年金受取人の変更(第32条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書) (3) 保険証券または年金証書
7. 遺言による年金受取人または後継年金受取人の変更(第33条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言(写し) (3) 保険証券または年金証書
8. 会社への通知による死亡保険金受取人の変更(第35条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
9. 遺言による死亡保険金受取人の変更(第36条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 法律上有効な遺言(写し) (3) 保険証券
10. 保険契約者の変更(第38条)	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

指定代理請求特約条項 目次

- 第1条 (特約の締結)
 - 第2条 (特約の対象となる年金)
 - 第3条 (指定代理請求人等による年金の請求)
 - 第4条 (指定代理請求人の指定および変更)
 - 第5条 (特約の解約)
 - 第6条 (主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則)
 - 第7条 (遺族年金支払特約による年金を特約の対象となる年金とする場合の特則)
-

別表1 請求書類

指定代理請求特約条項

この特約は、年金受取人が年金を請求できない会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が年金受取人の代理人として年金を請求することを可能とするものです。

第1条(特約の締結)

1. この特約は、次の各号のとおり主契約に付加するものとします。
 - (1) 主契約締結の際または年金支払開始日前においては、保険契約者からの申出により付加することができます。
 - (2) 年金支払開始日以後は、年金受取人からの申出により付加することができます。
2. この特約が付加されたときは、保険証券または年金証書に指定代理請求人の氏名を表示します。

第2条(特約の対象となる年金)

この特約の対象となる年金は、この特約が付加された主契約およびこれに付加されている特約の年金(死亡一時金を含みます。以下同じ。)とします。

第3条(指定代理請求人等による年金の請求)

1. 年金受取人が年金を請求できない次の各号に定めるいずれかの事情があるときは、第4条(指定代理請求人の指定および変更)の規定により指定または変更された指定代理請求人が、別表1に定める書類およびその事情を示す書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金の請求をすることができます。
 - (1) 傷害または疾病により、年金の請求を行う意思表示が困難であると会社が認めた場合
 - (2) その他、前号に準じる状態であると会社が認めた場合
2. 指定代理請求人が前項の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次の各号のいずれかに該当する者であることを要します。
 - (1) 年金受取人の戸籍上の配偶者
 - (2) 年金受取人の直系血族
 - (3) 前号に定めるほか、年金受取人の3親等内の親族
3. 年金受取人が第1項各号に定める年金を請求できない事情があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、年金受取人の戸籍上の配偶者(戸籍上の配偶者がいない場合または戸籍上の配偶者が年金を請求できない第1項各号に定める事情がある場合には年金受取人と同居し、または、年金受取人と生計を一にしている年金受取人の3親等内の親族)が、別表1に定める書類およびその事情を示す書類を会社に提出し、会社の承諾を得て、年金受取人の代理人として年金を請求することができます。
 - (1) 指定代理請求人が第1項の請求時においてすでに死亡している場合
 - (2) 指定代理請求人が第1項の請求時において前項各号に定める範囲外である場合
 - (3) 指定代理請求人が指定されていない場合
 - (4) 指定代理請求人が年金を請求できない第1項各号に定める事情がある場合
4. 第1項から前項までの規定により、会社が年金を年金受取人の代理人に支払った場合には、その後重複してその年金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
5. 主契約の普通保険約款に定める年金の請求、支払時期および支払場所に関する規定は、本条による年金の請求の場合に準用します。

第4条(指定代理請求人の指定および変更)

1. 保険契約者はこの特約の付加時に、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、この特約が付加された主契約につき1人の者を指定代理請求人として指定するものとします。
2. 保険契約者による指定代理請求人の指定または変更の効力は年金支払開始日から生じるものとします。
3. 保険契約者は、年金支払開始日前において、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 保険契約者が本項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
4. 年金支払開始日以後にこの特約を付加する場合は、第1項にかかわらず年金受取人が、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、指定代理請求人を指定するものとします。
5. 年金受取人は、年金支払開始日以後、第3条(指定代理請求人等による年金の請求)第2項各号に定める範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。この場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - (1) 年金受取人が本項の変更を請求するときは、別表1に定める書類を会社に提出してください。
 - (2) 本項の変更は、年金証書に表示を受けてからでなければ、会社に対抗することはできません。
6. 年金支払開始日以後に年金受取人が死亡した場合または変更された場合は、その年金受取人についての指定代理請求人の指定は無効となります。

第5条(特約の解約)

会社は、次の各号のとおりこの特約の解約を取り扱います。

- (1) 保険契約者は、年金支払開始日以前に限り、将来に向かって、この特約を解約することができます。この特約が解約されたときは、保険証券に表示を受けることを要します。
- (2) 年金受取人は、年金支払開始日以後、将来に向かって、この特約を解約することができます。この特約が解約されたときは、年金証書に表示を受けることを要します。

第6条(主契約に年金支払移行特約が付加されている場合の特則)

主契約に年金支払移行特約が付加されており、かつ、その特約の規定により年金支払に移行した場合は、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 「年金支払開始日」を「基金設定日」と読み替えて本特約条項の規定を適用します。
- (2) 主契約の一部を年金支払に移行した場合、年金支払に移行した部分(年金基金が複数設定されたときは、それぞれの部分)と年金支払に移行していない部分のそれぞれについて別個にこの特約を適用するものとします。

第7条(遺族年金支払特約による年金を特約の対象となる年金とする場合の特則)

1. 遺族年金支払特約による年金をこの特約の対象となる年金とするときは、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 遺族年金支払特約による年金の基金設定日以後、その年金受取人は、会社の承諾を得て、遺族年金支払特約による年金をこの特約の対象となる年金とし、この特約を付加するこ

とができます。

- (2) すでに主契約にこの特約が付加されている場合であっても、前号の規定によりこの特約が付加されない限り、遺族年金支払特約による年金はこの特約の対象となる年金には該当しません。

2. 前項第1号の規定により付加されたこの特約については、次の各号に定めるとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約の締結)第1項第1号、第4条(指定代理請求人の指定および変更)第1項から第3項ならびに第5条(特約の解約)第1号の規定は適用しません。
- (2) 「年金支払開始日」を「基金設定日」と読み替えて本特約条項の規定(前号に定める各規定を除きます。)を適用します。
- (3) 第2条(特約の対象となる年金)を次のとおり読み替えます。

「第2条(特約の対象となる年金)

この特約の対象となる年金は、遺族年金支払特約による年金(死亡時の一時金を含みます。以下同じ。)とします。」

別表1 請求書類

項目	請求書類
指定代理請求人等による年金の代理請求	(1) 普通保険約款および特約条項に定める年金の請求書類 (2) 指定代理請求人または代理人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人または代理人の住民票 (4) 指定代理請求人または代理人の印鑑証明書 (5) 年金受取人、指定代理請求人または代理人の健康保険証の写し
指定代理請求人の指定または変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険契約者の印鑑証明書(年金支払開始日以後は年金受取人の印鑑証明書) (3) 保険証券または年金証書

(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

年金額分割払特約条項 目次

この特約の内容

- 第1条 (特約の締結)
- 第2条 (年金の分割支払の取扱)
- 第3条 (特約の解約)
- 第4条 (特約の消滅)
- 第5条 (主約款の規定の準用)
- 第6条 (主契約が外国通貨建の場合の特則)

年金額分割払特約条項

この特約の内容

この特約は、主たる保険契約の普通保険約款における年金を分割して支払う取扱いについて定めたものです。

第1条(特約の締結)

この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の第1回の年金の請求の際または年金支払開始日以後において、年金受取人から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に、主契約に付加して締結します。

第2条(年金の分割支払の取扱い)

- この特約を付加した場合、主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)の年金の支払に関する規定にかかわらず、次の各号のいずれかにより年金額を分割して支払います。この場合、会社の定めた利率で計算した利息をつけて支払います。ただし、分割後の年金額が会社の定める金額に満たない場合には、取り扱いません。
 - 年金支払日および年金支払日の月単位の応当日(応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。)に支払う方法
 - 年金支払日および年金支払日の3か月単位の応当日に支払う方法
 - 年金支払日および年金支払日の半年単位の応当日に支払う方法
- 主約款の規定により死亡一時金を支払う場合に被保険者の死亡した日の属する保険年度の年金に未支払分があるときは、一括してこれを年金受取人に支払います。
- 主約款に定める年金の一括支払の請求があった場合、次の各号のとおり取り扱います。
 - 会社が年金の一括支払の請求を受け付けた日の直後に到来する年金支払開始日の年単位の応当日(以下、「一括支払計算開始日」といいます。)前に支払期日の到来する年金額の分割払の額は、主約款の規定による一括支払の対象にはなりません。
 - 主約款の規定にかかわらず、本条の規定により年金額の分割払を行っている場合で、主約款に規定する保険契約の消滅時において一括支払計算開始日前に支払期日の到来する年金額の分割払の残額があるときは、その残額の支払が終了した時に主契約は消滅します。

第3条(特約の解約)

年金受取人は、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合、特約の解約は、請求書類を会社が受け付けた日の直後に到来する年金支払開始日の年単位の応当日の年金の支払から効力を生じるものとします。

第4条(特約の消滅)

主契約が消滅したときは、この特約も同時に消滅します。

第5条(主約款の規定の準用)

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

第6条(主契約が外国通貨建の場合の特則)

この特約を外国通貨建の主契約に付加する場合、第2条(年金の分割支払の取扱い)の規定により年金額を分割して支払うときは、年金円支払特約があわせて主契約に付加されるものとします。この場合、年金円支払特約の規定により円に換算した金額を分割して支払うものとします。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切な事項や必要な保険知識等を記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認いただくようお願いいたします。

特に、

- しおりのページ
- ▼ クーリング・オフ(お申し込みの撤回またはご契約の解除)制度について・・・P. 9
 - ▼ 責任開始期について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.20
 - ▼ 投資リスクとお客さまにご負担いただく費用について・・・・・・・P.21
 - ▼ 死亡保険金等をお支払いできない場合について・・・・・・・・・・・・ P.34
 - ▼ 保険契約の解約・一部解約について・・・・・・・・・・・・・・・・ P.38

等は、ご契約に際してぜひご理解いただきたい事項ですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら当社にお問い合わせください。
なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。


お問い合わせ先

 CRÉDIT AGRICOLE LIFE INSURANCE クレディ・アグリコル生命	カスタマーサービスセンター  0120-60-1221 受付時間：月～金曜日 9:00～17:00 (祝休日・年末年始の休日を除く)
--	--

ご契約の際には、この「ご契約のしおり・約款」のほか、「契約締結前交付書面＜契約概要／注意喚起情報＞ 兼 商品パンフレット」および「特別勘定のしおり」を必ずご覧いただき、大切に保管してください。

【募集代理店】

【引受保険会社】


クレディ・アグリコル生命保険株式会社
〒105-0021
東京都港区東新橋1丁目9番2号 汐留住友ビル
カスタマーサービスセンター ☎0120-60-1221
Webサイト <https://www.ca-life.jp/>